

平成21年第4回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第1号）

11月30日（月）午前1

0時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告（藤野議長）

日程第 4 行政報告（あいさつ並びに行政報告 岩澤町長）

（行政報告 加藤教育長）

日程第 5 常任委員会所管事務調査報告

日程第 6 特別委員会所管事務調査報告

日程第 7 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 8 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 9 議案第78号 嵐山町立小・中学校職員の職務に専念する義務の特例に関

する条例を制定することについて

日程第 10 議案第 79 号 嵐山町監査委員条例の一部を改正することについて

日程第 11 議案第 80 号 嵐山町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正すること

について

日程第 12 議案第 81 号 嵐山町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正す

ることについて

日程第 13 議案第 82 号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

の一部を改正することについて

日程第 14 議案第 83 号 嵐山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正すること

について

日程第 15 議案第 84 号 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについて

日程第 16 議案第 85 号 平成 21 年度嵐山町一般会計補正予算（第 3 号）議定につ

いて

日程第 17 議案第 86 号 平成 21 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3

号）議定について

日程第 18 議案第 87 号 平成 21 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議定について

日程第 19 議案第 88 号 平成 21 年度嵐山町水道事業会計補正予算（第 2 号）議定

について

日程第 20 議案第 89 号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について

日程第 21 議案第 90 号 比企広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減

少、共同処理する事務の変更及び同組合の規約の

変更につ

いて

日程第 22 議案第 91 号 比企広域市町村圏組合からの鳩山町の脱退及び共同処理す

る事務の変更に伴う財産処分について

日程第 23 議案第 92 号 比企ふるさと市町村圏基金出資に係る権利の放棄について

日程第 2 4 議案第 9 3 号 道産の取得について（嵐山町立小・中学校校務用
コンピュ

一タ等一式）

出席議員（13名）

1 番 畠 山 美 幸 議員	2 番 青 柳 賢 治 議員
3 番 金 丸 友 章 議員	4 番 長 島 邦 夫 議員
5 番 吉 場 道 雄 議員	6 番 柳 勝 次 議員
7 番 河 井 勝 久 議員	9 番 川 口 浩 史 議員
1 0 番 清 水 正 之 議員	1 1 番 安 藤 欣 男 議員
1 2 番 松 本 美 子 議員	1 3 番 渋 谷 登美子 議員
1 4 番 藤 野 幹 男 議員	

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	杉 田	豊
---------	-----	---

書	記	菅	原	広	子
書	記	石	橋	正	仁

○説明のための出席者

岩	澤	勝	町	長
高	橋	兼	次	副町長
安	藤	實	総務課	長
井	上	裕	美	政策経営課長
中	西	敏	雄	税務課長
中	嶋	秀	雄	町民課長
岩	澤	浩	子	健康福祉課長
田	島	雄	一	環境課長
水	島	晴	夫	産業振興課長
木	村	一	夫	企業支援課長
田	邊	淑	宏	都市整備課長
小	澤	博		上下水道課長
田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教育長
小	林	一	好	教育委員会こども課長

大	塚	晃	教育委員会生涯学習課長	
水	島	晴	夫	農業委員会事務局長
				産業振興課長兼務

◎開会の宣告

○藤野幹男議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は 13 名であります。定足数に達しております。よって、平成 21 年度嵐山町議会第4回定例会は成立いたしました。これより開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○藤野幹男議長 直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○藤野幹男議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、

第 11 番 安 藤 欣 男 議員

第12番 松本美子 議員

第13番 渋谷登美子 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○藤野幹男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

柳議会運営委員長。

〔柳 勝次議会運営委員長登壇〕

○柳 勝次議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。

第4回定例会を前にして、11月24日、議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として藤野議長、また出席要求に基づく出席者として岩澤町長、高橋副町長、安藤総務課長、井上政策経営課長にご出席をいただきまして、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、人事2件、条例7件、予算4件、その他5件の合計18件であります。また、追加議案1件も予定されております。議員提出議案は、2件予定されています。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第4回定例会は、本日 11 月 30 日から 12 月 3 日までの4日間とすることに決定いたしました。会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問については2日間とし、受け付け順により、12 月 2 日に1 番の渋谷登美子議員から5番の畠山美幸議員、3日に6番の清水正之議員から 10 番の松本美子議員といたします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告します。

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日 11 月 30 日から 12 月 3 日までの4日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 12 月 3 日までの4日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○藤野幹男議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

まず、さきの9月定例会において可決されました議員提出議案第6号 埋立土砂の土壌検査を求める意見書につきましては、埼玉県知事に提出しましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にそ

の写しを配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案、人事2件、条例7件、予算4件、その他5件の合計18件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。なお、追加議案、議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会の予定及び本日の議事日程につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、9月から今定例会までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、さきの定例会に委員会報告がありました。その報告の中の町政に関する要望事項等につきましては、町長あて要望を申し上げておりましたが、このほど回答がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、議員派遣について報告いたします。10月16日に、三芳町コピスみよしにおいて開催されました埼玉県町村議会議長会主催の議員研修会に、議員12名が出席いたしましたので、報告いたします。

11月18日に県民健康センターにおいて開催されました埼玉県町村議会議長会主催の議会広報研修会に、議会報編集委員5名が出席いたしま

した。

次に、本職あて提出のありました陳情第1号 政府及び国会に非核三原則の法制化を求める意見書提出についての陳情書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○藤野幹男議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告にあわせて本定例会招集のあいさつを求められておりますので、この際これを許可します。

それでは、あいさつ、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、あいさつ並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに平成21年嵐山町議会第4回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のため、まことに感謝にたえないところでございます。

本議会に提案をいたします議案は、人事2件、条例7件、予算4件、その

他5件の計 18 件であります。なお、追加議案を1件予定をしております。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いまして、その都度申し述べる予定でございます。何とぞ慎重なるご審議を賜りまして、原案どおり可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

次に、平成 21 年8月から 10 月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第 122 条による事務に関する説明書にてご報告を申し上げましたので、ご高覧をお願いしたいと存じます。なお、主なものといたしまして、9月に上田知事が、とことん訪問で本町にお見えになりました。杉山城址を踏査されるとともに玉ノ岡中学校並びに杉山城址保存会の活動状況等につきましても熱心にご視察をいただいたところでございます。

またこの間、町民体育祭、嵐山まつりなど数多くの行事が、議員各位の皆様方をはじめ区長さん、関係団体や町民の皆様のご協力のもと、盛会のうちに開催をすることができました。心から感謝を申し上げます次第でございます。

今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、あいさつ並びに行政報告を終了させていただきます。

○藤野幹男議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

加藤教育長。

〔加藤信幸教育長登壇〕

○加藤信幸教育長 それでは、教育委員会に関する122条による事務に関する説明書に沿いまして何点かご報告させていただきます。

35 ページをお開きください。35 ページの中ほど、(2)工事関係とありますが、すべて給食センター建設に伴う工事関係であります。おかげさまで滞りなく工事を終了させていただきました。なお、12月16日水曜日には、落成式典を町民ホールにて予定しております。議員さんにもご案内申し上げますので、どうぞよろしくお願いします。

なお今後、あしたから時間を割ける部分を使って、それぞれ機械等の練習、研修等に入ります。19日の土曜日には、町民の皆様方の見学会も予定し、きょう区長さんを通じて回覧でご案内申し上げます。21日から給食が終了いたしますので、コンテナの移動、あるいは厨房機器の取り扱いの説明等、清掃等に入ります。25日には試運転、調理等を開始いたします。1月8日には、給食の開始準備で食材の搬入開始等を予定しております。1月12日、小中学校の給食開始、13日、嵐山幼稚園の給食開始ということで、計画どおり進めていくように努力をさせていただきたいと思います。

続きまして、36 ページをお開きください。一番上に幼稚園関係とありますが、来年度の嵐山幼稚園の園児募集でございますが、4歳児50名の募集のところを48名の応募がございました。1名辞退で47名が入園予定者として決定いたしました。

以下、37 ページ以降、生涯学習関係諸行事と、先ほど町長からありまし

た町民体育祭等含めまして、予定どおり執行させていただきました。

次に、議員さんのお手元に第34回埼玉県中学校体育事業研究会という一枚物のものがございますが、これにつきましてご報告させていただきます。文部科学省の委託を受けまして、嵐山町が平成21年度の中学校武道必修化に向けた地域連携指導実践校として、玉ノ岡中、菅谷中学校が、国からの研究指定を受けております。今年から進めておりますが、埼玉県ではこの指定を受けたのが新座市、秩父市、蓮田市の3市と嵐山町であります。この事業の発表が、先週の金曜日に行われまして、埼玉県下から中学校の体育の先生約100名授業参観に来ていただき、県の教育委員会等からの指導者もたくさんお見えになりました。

真ん中ほどに研究次第であります、一人一人を伸ばす柔道学習の研究ということで、サブタイトルが地域の柔道指導協力者と体育担当教員が連携した指導のあり方ということで、現在菅谷中学校、玉ノ岡中学校取り組んでおります。その授業の研究発表をしたところであります。その写真の下に、当日は3年生の授業で、柔道を武道場で行いました。テーマが、地域の指導協力者ということで、お二人の木村一夫さん、清水ノブオさんに授業に入って、どこか聞いたことのあるようなお名前、木村一夫さんというのは企業支援課長さんであります。清水ノブオさんは、清水議員さんの弟さんでございまして、こういう嵐山町柔道会の皆さん方の協力で、玉中と菅中にローテーションで毎時間ご協力をいただいております。これも強力な学校応援団だ

と思います。

当日、研究協議会等の折に、県の指導者の先生、参会者の先生から、この授業を見学して3点大まかに述べられました。1つは、生徒の授業態度、特に礼儀、あいさつがきちんとできているということが1点。2点目は、非常に地域の指導者が効果的に指導に当たっていただいて、柔道授業のレベルが非常に高いということが多くの先生からお声をいただきました。3点目は、地域の指導者との連携効果が非常に授業にあらわれているということができます。今後、玉ノ岡中、菅谷中含めまして、地域の人材活用で学校教育の活性化により一層進めてまいりたいと考えております。

以上、何点か報告をさせていただきました。

○藤野幹男議長 ご苦労さまでした。

以上で、行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○藤野幹男議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

渋谷文教厚生常任委員長。

〔渋谷登美子文教厚生常任委員長登壇〕

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 それでは、文教厚生委員会の委員会報告を行います。

既に報告書は出してあるのですが、報告書を読み上げるのと同時に写真で説明をしたいと思いますので、パソコンのあるほうに席を移動いたします。

では、平成の平が抜けていますけれども、平成 21 年 11 月 30 日、嵐山町議会議長藤野幹男様、文教厚生常任委員長渋谷登美子。

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

本委員会は、「地球温暖化について」と「文教厚生に関係する公共施設とそれにかかる人的配置について」を閉会中の特定事件とし、10 月 9 日、10 月 26 日、11 月 16 日に委員会を開会し調査研究を行った。

1 地球温暖化対策について

このテーマは、地球規模の大きなテーマに、嵐山町でどのように取り組むことができるか、基礎的な情報を得ていくことから始めた。

10 月 9 日においては、委員長より、歴史的な経過についてのレポート報告を行った。10 月 26 日の委員会においては、アル・ゴアの「不都合な真実」の DVD を視聴した。11 月 16 日、環境課長より、嵐山町の ISO14001 の取り組み、本年 4 月に策定された「嵐山町地球温暖化対策計画」についての説明を受けた。

嵐山町地球温暖化対策計画の特徴は

① 嵐山町の役場庁舎、健康増進センター、図書館の ISO14001 を推進することで、嵐山町地球温暖化対策計画を進めていくこと。

② 平成 17 年に、ISO14001 の対象として図書館を加えたことにより、嵐山町地球温暖化対策の基準年を平成 17 年に定めたこと。

③ 基準年は定めたが、具体的な目標値を定めず、前年よりも排出基準を低くするという計画であること。

などである。

温室効果ガス排出量の基準値が定めてあるが、「ハイドロフルオロカーボン」は、自動車のエアコンだが、ハイブリッド車に変えてもエアコンを使うわけだから、自動車台数を減らすことが大事だ。」という意見がそのとき出されました。

今後の委員会は、12 月 10 日に予定されている埼玉県地球温暖化対策を研修してから、具体的な方向を決めていく。

次に、文教厚生に係る公共施設とそれに係る人的配置ですけれども、本定例議会までに文教厚生委員会に係る B & G 海洋センターを除く公共施設について視察し、簡単な感想を述べ合った。

ちょっと移動します。

これは違う日なのですが、みんなで写したときに。10 月 9 日の委員会、午前中、健康増進センター、なごみ、旧町立幼稚園、旧鎌形小木造教室、日赤社屋。午後、図書館で 16 ミリ視聴をしたのですが、おもちゃ図書

館、出張所、勤労福祉会館、公民館を視察しました。

健康増進センターなのですけれども、視察後の意見交換では、健康増進センターでは、2階の健康器具についてのふぐあいの器具の修理、処分などをし、空間活用をという意見が出ました。これは、健康増進センターの調理室で、これは2階に置いてある健康器具なのですけれども、セミナールーム、そして、これは歯科検診の歯科指導室なのですけれども、低いほうが子供のちっちゃい子用の指導するほうで、高いほうが高齢者のほうの指導するところです。

次、なごみですけれども、なごみでは、和室のカラオケの音が講座室では騒音になるので、しっかりした間仕切りが必要。高齢者がふえているのに利用者減であることについては、教室、講座を利用者が目を向ける時代にあったものにする。厨房があるので地域の災害の拠点として位置づける。その他、利用法を考えるという意見があったのですけれども、これがなごみの厨房です。これが業務用のなごみの厨房のオーブンで、とても高価なのですけれども、なかなか使いづらいということで、これがなごみの講座室です。ここがなごみのトレーニングルームで、この横に和室があるのですけれども、これが和室です。ここで皆さんカラオケをしていらっしゃるということです。

そして、旧嵐山町立幼稚園、菅谷小の運道具の仮置きと、それからETと書いてあるのですけれどもALTで、アシスタント・ランゲージ・ティーチャーなのですけれども、荷物置きの仮置きになっています。そして、町立幼稚園に

については、建物はまだ使用できるのでは、壊してはもったいない。社会福祉協議会、シルバー人材センターで利用すると園庭を駐車場にも活用できるという意見が出ました。

入り口の看板を撤去要請の意見が出たのですが、担当課に伝えたところ、別の施設の看板に活用する予定だが、まだ利用が未決定のため、そのままになっているということです。これは10月ですから、半年以上たった町立幼稚園の園庭です。そして、これが教室の中です。これが遠景、全体を見たところなのですから、ここも教室です。まだ十分使えるという感じです。

次に、鎌形の木づくり特別教室、日赤社屋に行ったのですが、木づくり特別教室は、まだ木づくりの木のにおいが残っている。有効利用が、活用するという形。これは木づくりの園庭です。そして、これが特別教室の調理室です。これはちょっと子供仕様なので高さが低いのですけれども、電磁調理器です。それから、これもそうですね。こちら側が工作室になっているところです。これが理科室です。理科室も水道の位置なんかが低くなっています。

これが鎌形日赤社屋なのですから、日赤社屋の裏方ですが、この後ろのほうの、講堂は使われているのですけれども、部屋はほとんど使われていなくて、その使い方があれなのですから、これが講堂です。日赤社屋に関しては、幼稚園の利用は講堂のみで、部屋の活用として、生涯学習課で博物誌の資料を置く、民間に貸し出す、会議室に使うという意見が出ました。これが会議室なのですから、この会議室が御前会議を行って

るようなので、民間に貸し出してもいいのではないかという話でした。

図書館に行きました。図書館では、全体の湿気の状態を視察し、その後、視聴覚室において「僕の地震絵日記」を視聴しました。図書館で、地球温暖化のDVDの視聴を予定していたのですが、図書館では著作権の関係で視聴できる契約料を結んだ者でなければ視聴できないという説明を受けました。

湿気対策については、建物に接した土盛りを建物に土が触れないように、空気の通るように改修する。具体的にこういう、ずっと建物に接しているのですけれども、それを外したらどうかという意見でした。

屋上の漏水も含め、これがしみがあるところなのですけれども、専門家の調査が必要、視聴覚機器の整備が必要ということで、これが閉架書庫なのですけれども、閉架書庫のところに扇風機をつけて湿気を逃がしているという感じですね、ここ。というふうな形で、今湿気対策をしています。これが視聴覚室なのですけれども、視聴覚室のいすやじゅうたん全体にカビが入っているので、非常にカビ臭い状況になっています。

次なのですけれども、おもちゃ図書館。当日は午前中 30 名、午後数組の親子の利用。通常は、町内、町外7対3の割合で利用されていて、土日の利用が多いということです。じゅうたん清掃が年2回だが、カビ臭さが気になる。床材を清掃できる柔らかい素材に変更してはという意見がありました。これは入り口です。ちょっと奥まっているので、なかなか初めての方はわからないかなと思います。子供たちが遊んでいる風景ですね。これが何かとても

子供は気に入ってるみたいで、よく飛び込んでいました。

次に、公民館と勤労福祉会館なのですが、これがシルバー人材センターですね。それから菅谷出張所、旧役場の外観です。公民館、勤労福祉センター、利用者が多く、元気の源なので、さらに充実するような展開が必要。1つのサークルに20人くらいとして、設計には利用される方の声を反映していき、日によってはバッティングがあるのでバッティングが多いという意見がありました。金曜日だったのですが、公民館は、和室以外は全部使っていました。これは工作、木工しているところで、これはピアノ教室ですね。ここも音楽をやっていました。これが公民館の事務所です。

全体として、社会福祉協議会、シルバー人材センターの窓口利用はどの程度あるのか調査する。仮称ふれあい交流センターは、公民館機能を充実させたほうがよいのでは。社会福祉協議会、シルバー人材センター、商工会が同居となると会議室が不足し、活動のバッティング多くなるのではという意見がありました。

10月26日の委員会ですが、午前中、副町長による、仮称ふれあい交流センター計画図面の説明後、現在の菅谷出張所に入居している4つの団体の対応について説明を受けました。

1 シルバー人材センターは、旧町立幼稚園跡地への移転を検討中。仮の事務所をその後も事務所として活用するかについても、シルバー人材センターに検討していただく。来年5月くらいまでに移転して、6月から取り壊し。

2 社会福祉協議会は、旧菅谷幼稚園に移転を検討している。

なごみの補助金の問題、旧菅谷幼稚園の持ち主の今後の意向もあるので、再移転や仮称ふれあい交流センターに戻ってくることも考えられている。5月中に移転し、6月から取り壊し。

商工会、移転先は決まっていないが、仮称ふれあい交流センターが建設されたら、今ある場所に戻る予定。5月ぐらいまでに移転。

4 ライオンズクラブは移転。

5 役場出張所、中央公民館事務室の窓口側、年度がわりに移転予定。

仮称ふれあいセンターの図面説明については、会議室倉庫の数が適当か。事務室の金庫管理、情報通信の整備、防音装置の増、調理室などについて質疑がありました。

今後の予定としては、12月広報において町民のパブリックコメントをとるということと、敷地については、駐車場のブロックは取り壊し、敷地を周囲1メートル隣地の方に譲っていただき境界フェンスをつくることと、勤労福祉会館横に旧プレハブ宿舎があり、あったところですけども、今駐車場に使っている土地を譲っていただくとの説明がありました。

勤労福祉会館の玄関横に隣接する細長い土地を譲っていただいて敷地を広くという要望があり、検討するとのことだった。敷地を広くするために、再度まちづくり交付金事業の計画の見直しを提出して、国土交通省の了解を求める手続があるとの説明がありました。菅谷出張所と公民館を含めまし

て 40 台の駐車スペースとなるということです。

午後、菅谷幼稚園を視察しました。20 坪の教室が4つと 18 坪の教室が 2つ、図書室、準備室、教員室、駐車場、園庭、遊具、ピアノ、幼児用のいすがありました。木の窓枠などにより昭和の懐かしさがあるという感想がありました。これが菅谷幼稚園の庭ですね。これが教室です。これも教室です。教室と教室を、壁を抜いて1つの大きな部屋にすることもできます。これが 18 坪のほうの教室の入り口なのですけれども、南側に根岸さんの、別の方のお家があります。

帰庁後の意見交換では、旧菅谷幼稚園をおもちゃ図書館や子供のために活用させていただきたいということで一致した。なごみの高齢者の居場所事業を元菅谷幼稚園に移転し、高齢者と子供の交流の場に、社会福祉協議会をなごみにという考えを示しました。

社会福祉協議会の移転先をなごみにとの提案に、補助金の問題をクリアできるか、高齢者と子供の交流は、賛成の人、反対などの意見が分かれた。また、なごみを活用している人の意見の尊重、カラオケの音の対応が難しいという議論や、なごみの旧菅谷幼稚園への移転は反対という意見があった。また、社会福祉協議会を旧町立幼稚園に移転してはという意見もありました。

11 月 16 日の委員会、オオムラサキ活動センター、生き生きふれあいプラザ、やすらぎ、各学校施設を視察しました。これがオオムラサキの森活動

センターですけれども、入り口ですね。オオムラサキの森活動センターについては、築 22 年経過し、老朽化している。建物はよいが、外部の手すり等については、管理委託費の中で随時改修が必要。周囲の樹木の伐採が必要だという意見がありました。ここが改修が必要なところですよ。内部はともしっかりしているということでした。

次、七郷小なのですけれども、空き教室が多くゆったりしている、校庭の水はけの悪さの解消、改善策が必要、芝生化検討、早期に体育館の対応が必要などの意見が出ました。これが七郷小の校庭で、この水はけが悪いので、これが芝生化をしてはどうかという意見がありました。これ七郷小の廊下で、子供たちがぞうきんがけをしています。ここが七郷小の体育館で、雨漏りがしているところです。それから、この床なのですけれども、床もこのように雨漏りの跡があって、これはまだ改修されていないということでした。

活き活きふれあいプラザやすらぎについては、楽しめるのもっと多くの人への周知が必要。もと喫茶室パステルのあった空間利用を考えてはという意見がありました。これが、パステルがアイプラザのほうに行きましたので、ここがあいていて、今何も使われてないところです。これが、やすらぎのトレーニングルームです。ここがおふろですね。ここは使われています。これはリラックスルームで、電気いすがあって、皆さんゆっくりここでマッサージをします。これがやすらぎの玄関です。

玉ノ岡中についてなのですけれども、次は屋根の塗装とグラウンドの水

はけが悪い、1年生用の駐輪場の舗装が必要という意見が出ました。これは玉ノ岡中の階段のところのしみなのですけれども、こういうしみがあります。雨漏りがしているということです。これは体育館なののですけれども、ペンキの塗装がはげているということです。これが給食の受け入れ口なののですけれども、コンクリートで高くしたので、上へ子供たちが頭をぶつけないというので、上を少し削っています、10センチぐらい。玉ノ岡中学校1年生用の駐輪場なのですが、駐輪場については、その年度の整備費で整備しているのですけれども、1年生のほうまで整備ができていなくて、駐輪場が雨が降るとぐちゃぐちゃになって、コンクリートで土台を早くつくりたいという意見でした。あと、玉ノ岡中学のグラウンドなののですけれども、これも非常に水はけが悪いということで、これも何とかしたいということなのですけれども、非常に予算がかかるということでした。

次は、志賀小についてなののですけれども、志賀小については、プールの底が鉄板であるため、さびが出ているので塗装が必要。校庭の土が下に流れるので、土どめに芝生化をしたところ、成功した事例を見て、志賀小の芝生部分をもっと広げるべきという意見が出ました。そして、これを見て、七郷小については、委員会でもボランティアで試験的にでも芝生化を行ってはどうかという意見が出ました。これは志賀小の給食のエレベーターなののですけれども、実際には、このエレベーターがあるのですが、給食を運ぶのには使いません。これが志賀小の給食の受け入れ口です。これが志賀小のプール

なのですけれども、これだとわからないのですけれども、プールの底が鉄板でできているので、赤さびが出てきて危険ということでした。これが志賀小の校庭の土どめに芝生化をしたところの成功例なのですが、ここから下に水が流れていたのが、芝生化で成功したということでした。

次は、菅谷小なのですが、菅谷小については、床が湿っていて波打っているのは、9月の定例議会で床改修を予算化している。管理棟の校舎の窓際の漏水については、窓枠のコーティングで対応できないかという提案がありました。これは今、菅谷小学校の建設中の学童保育所のコンクリ打ったところです。これが、湿気で床が波打っているのですけれども、これを全部床をかえるということで、これが4,000万円でしたかね、予算がとってあるのです。ここは、ちょうど皆さんでベイゴマをして楽しみました。これが、菅谷小の給食の入り口です。ここは変更なしですね。

その次に、菅谷中についてですけれども、菅谷中については、武道場は外観より内部はしっかりしている、歴史があっていい、現在では木造の価値があるのではという感想。学校農園は、広報などで積極的に外部に知らせるべきだろう。収穫したものを、外部のお世話になった人を迎えて食事をするという話に感激したという感想がありました。これが武道場の外観です。外観よりは内部はしっかりしているという感じで皆さん見ました。こんな感じですね。これが菅谷中の体育館です。これも耐震予定の体育館です。体育館の中ですね。これが菅谷中の給食の入り口です。これが中学校の学校フ

アームで、大根と白菜とタマネギがとっても、タマネギはまだなのでしょうけれども、大根と白菜、とても立派にできていました。これでおしまいですが、全体として、体育館の屋根の塗装は、厳しい財政だが、早目に行うほうが管理がしやすいのではないかという意見が出ました。

以上、施設の視察を中心に、フリートークで委員の意見や感想の交換を行いました。今後も引き続き調査したいので、中間報告とします。

○藤野幹男議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

以上で常任委員会事務調査報告を終わります。

◎特別委員会所管事務調査報告

○藤野幹男議長 日程第6、特別委員会所管事務調査報告を行います。

議会活性化特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

清水議会活性化特別委員長。

〔清水正之議会活性化特別委員長登壇〕

○清水正之議会活性化特別委員長 それでは、議会活性化特別委員会の報告をいたします。

私のほうは、朗読をもって報告をしたいと思います。

平成 21 年 11 月 30 日。嵐山町議会議長、藤野幹男様。議会活性化特別委員長、清水正之。

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査報告を下記のとおり中間報告します。

記

1 調査事項

議会活性化の調査・検討について

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件である「議会活性化について」を調査するため、10 月 28 日並びに 11 月 5 日に委員会を開催し、調査研究を行った。

(1)10 月 28 日の委員会について

当日は、前回(8月 10 日)の委員会に引き続き、議会の傍聴者に対する資料配付についてと議会全員協議会のあり方を検討した。郡内の状況は議案、予算書、決算書は閲覧しており、その他の配付物として小川町、吉見町、鳩山町は会期予定表を配付している。また、鳩山町では議席表も配付をしている。こうした状況から、配付資料は会期予定表、議席表、通常の一般議案書とし、持ち帰りも可能とした。また、当初予算書、補正予算書、決算書(監査意見書)、総合振興計画等は閲覧のみとし、持ち帰りは行わないことに決定をした。

会期についての住民への広報については、ホームページに掲載しているが、ときがわ町では新聞折り込みで全戸配布をしており、鳩山町でも12月議会から実施している。委員会では予算的な問題もあり、公共施設に日程表を掲示することにした。なお、掲示については議会運営委員会が責任を持つことにした。

ちなみに、今回の定例議会については、職員のほうでやっていただきました。

全員協議会のあり方については、地方自治法の一部改正により、全員協議会の位置づけが大きく変わった。こうした問題も学びながら検討した。結論には至らず、次回に持ち越すこととした。

(2) 11月5日の委員会について

前回の委員会に引き続き、全員協議会のあり方について検討した。この間の問題点や近隣での全員協議会の問題などを出し合い検討を進めた。

結論としては、全員協議会は協議の場と言われているように、議会にかかる案件については意思決定をしない。他の事項については、全員賛成を中心にしながら決定をしていく。また、決定した事項はできるだけ協力することにした。

次回は一般質問について審議をする。

以上です。

○藤野幹男議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたい

ことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

◎諮問第3号の上程、説明、質疑、採決

○藤野幹男議長 日程第7、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 諮問第3号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

諮問第3号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件でございます。人権擁護委員大塚洋一氏の任期が平成22年3月31日に満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦をしたいので、人権擁護委員会法第6条第3項の規定に基づきまして議会の意見を求めるものでございます。

大塚氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと思います。

なお、細部説明につきましては省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 制度上の問題で1点だけお聞きをしておきたいというふうに思います。大塚さんの経歴の中で、現在の職種が中央公民館長という職種がされています。そういう面では、嵐山町の中の公民館長の位置づけというものがどういう扱いになっているのか。それによって、人権擁護委員という形で可能なのかどうか、法律的というか、いずれにしても、法務省の手続が必要になるということで、多分、公民館長は非常勤の特別職に当たるのだと思うのですが、非常勤の特別職という職にある人が人権擁護委員として、町は推薦するのでしょうか、法務省のほうからの認可というのか何というのか、それが得られるのでしょうか。

○藤野幹男議長 それでは、安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

参考資料の経歴書に嵐山中央公民館の館長と、現職になっております。なお、公民館長につきましては、今議員さんおっしゃられたように非常勤の特別職と、特別職の地方公務員という位置づけになっております。人権擁護委員につきましては、法務大臣の委嘱でございまして、人権擁護委員法で、どういった方が適任者なのか、あるいは欠格事項としてはどういうことがあるのか、法律で定まっております。推薦をされるその方の、どういう方がと

いうことを、ちょっと条文を読ませていただきますと「市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業に携わる者等及び弁護士会、その他婦人、労働者、青年等の団体であって、直接間接に人権の擁護を目的とし、またはこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない」というのが、推薦の根拠条文になっております。

欠格事項といたしましては、禁固以上の刑に処せられ執行の終了しない者、人権審判に当たる犯罪行為のあった者、政府を暴力を破壊する、主張する政党等、こういったことが欠格事項で定まっております、お尋ねの嵐山町の非常勤特別職の公務員がどうかということですが、問題はないというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第3号 人権擁護委員の推薦につきまして意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることに決しました。

◎諮問第4号の上程、説明、質疑、採決

○藤野幹男議長 日程第8、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 諮問第4号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

諮問第4号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件でございます。人権擁護委員吉野敦氏の任期が平成22年3月31日に満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでござい

ます。

吉野氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧を願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることになりました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第9、第78号議案 嵐山町立小・中学校職員の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第78号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第78号は、嵐山町立小・中学校職員の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定することについての件でございます。

地方公務員法第35条の規定に基づきまして、学校職員の職務に専念する義務の特例に関し、条例を整備するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小林こども課長。

〔小林一好教育委員会こども課長登壇〕

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、議案第78号につきましての細部説明をさせていただきます。

条例に入る前に、ちょっと申し上げたいと思います。まず、この条例の制定をする目的でございますけれども、ご承知のように町立の学校職員、こちらにつきましては、これの服務の関係につきましては、嵐山町立学校職員服務規程というものを定めまして対応をしているところでございます。その中に、職務専念義務につきましては、いわゆる職員は、この職員と申しますのは、嵐山町立小中学校のいわゆる校長先生をはじめとする先生方、それから事務職、それから栄養職員、こういった方々が該当するわけでございますけれども、服務規程の中に職務専念義務というのがございまして、ちょっと読んでみますと、職員は、法律または条例に特別の定めがある場合のほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならないと、それから3項として、職員は、嵐山町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例に基づき、職務に専念する義務の免除について承認を受けようとするときは、職務専念義務免除願をもって教育長に願い出なければならないということで、いわゆる町の一般職員のほうの職務専念義務の条例に基づいて、いわゆる願い出なければならないということでございました。これを、いわゆる今回、裁判員制度等々が入ってまいりまして、町職員とは区別して条例をつくる必要があるというふうな観点からお願いしたところでございます。

それでは、条例の中身のほうに説明させていただきます。まず第1条が、趣旨でございまして、先ほど町長の提案理由にもございましたように、地方

公務員法の 35 条に基づいて必要な事項を定めていくのだということでございます。

続いて第2条が、職務に専念する義務の免除ということで、第2条、嵐山町立小・中学校職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ嵐山町教育委員会またはその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができると。まず第1号が研修を受ける場合。第2号が厚生に関する計画の実施に参加する場合。第3号として、前2号に規定する場合を除くほか、嵐山町教育委員会が定める場合と。

附則でございます。この条例は、平成 22 年1月1日から施行するというものでございます。

なお、第2条の第3号に基づきますものは、次のページの議案第 78 号参考資料として、規則として制定をさせていただくというものでございます。こちらにつきましては、ごらんいただければというふうに思っております。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 78 号議案 嵐山町立小・中学校職員の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第10、第79号議案 嵐山町監査委員条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第79号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第79号は、嵐山町監査委員条例の一部を改正することについての件でございます。例月出納検査の準備に必要な期間を確保するため、検査の例日を改めるものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

安藤総務課長。

〔安藤 實総務課長登壇〕

○安藤 實総務課長 それでは、細部説明をさせていただきます。

例月出納検査でございますけれども、地方自治法第 235 条の2にその規定がございまして、普通地方公共団体の現金出納は、毎月例日を定めて、監査委員がこれを監査しなければならないというふうなことでございまして、

この条例につきましては、第5条で、例日を 13 日と規定をしておるわけでございます。各会計の歳入歳出の出納の状況につきまして、監査委員さんに検査をいただくための準備期間、1週間延長いたしまして 20 日に変更するものでございます。

なお近隣では、東松山市をはじめ4市町が 20 日、1町が 23 日、1町が 28 日、1町が 15 日と、それぞれ例日を定めているところでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 79 号議案 嵐山町監査委員条例の一部を改正することについて
の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

ここで質疑の途中ですが、この際暫時休憩いたします。おおむね 10 分
間。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時15分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第 11、第 80 号議案 嵐山町一般職員の給与に関
する条例等の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 80 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 80 号は、嵐山町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正することについての件でございます。

埼玉県人事委員会勧告に準拠して、一般職員に支給する給料及び期末勤勉手当の額を減額するため、嵐山町一般職員の給与に関する条例及び嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

安藤総務課長。

〔安藤 實総務課長登壇〕

○安藤 實総務課長 それでは、細部説明をさせていただきます。

議案の参考資料をごらんになっていただきたいと思います。本年度の給与改定の概要でございますけれども、大きく4点でございます。

まず1点目が、給料表の改正、平成 21 年 12 月1日施行というものでございます。平均改定率が、一般職が 0.172%の減、ここに表がございますけれども、1級から6級まで、1級、2級が主事、3級が主任、4級が主査、5

級が副課長、6級が課長というふうなことであります。それぞれの級の平均の改定率は、ごらんいただいた数字でございます。今回は、若年層の職員については引き下げを行わないという措置が講じられることになりました。それが減額改定対象外職員ということで、次の表になっているものでございます。例えば、1級ですと、1号級から56号級までは減額改定を行わないというものでございます。次に、技能労務職員の給料表でございますけれども、平均0.171%の引き下げというものでございます。減額改定対象外の職員についても同様のものでございます。

2番目の改定の内容でございますけれども、現給保障対象職員に対する措置、これも12月1日施行というふうなものでございます。平成19年の4月に給与構造改革が行われた際に、給料の引き下げの幅が大きかった職員については、特例措置といたしまして、引き下げ前の給料が保障されるということが講じられました。今回の改定は、こうした職員についても、100分の99.77、0.23%の引き下げを行うという極めて厳しい勧告となったわけでございます。

次のページに行きまして、3番目の期末手当及び勤勉手当の引き下げでございますけれども、これもやはり12月1日施行でございます。ただし、凍結になっていたものにつきましては、後ほど申し上げますけれども、来年の4月1日施行というふうなものになっております。ボーナス、期末手当、勤勉手当合わせた月数が4.5月から4.15月ということで、0.35月分引き

下げられます。このうちの期末手当、勤勉手当の6月期のこの数字につきましては、既に6月の議会で凍結というふうな措置をとらせていただきました。そのものがここに掲載してございまして、12月については、新たにここにございますような月数分が減額となるというものでございます。そうしますと、合わせまして12月が0.15、6月期の凍結分が0.2でございますので、0.35月となるものでございます。

次の再任用職員、これにつきましては、説明は省略をさせていただきます。

4番目のことでございますけれども、平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置というものがございます。民間給与と職員給与を比較いたしまして、ここで引き下げ、減額をするわけでございますけれども、これは4月時点の比較でございまして、現在12月に入ろうという時期になっておりますけれども、これまでの4月から11月末までの官民較差をここで解消する必要があるわけでございます。このため、4月から11月の給料、そして既に支給になっております6月のボーナス、これにつきまして、さかのぼって調整率0.19%を乗じた額を12月のボーナスで減額をするという特例措置が講じられることになったわけでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) まず、給料の関係なのですが、コンマ 172%の引き下げということではありますが、平均で幾らぐらいの引き下げになるのでしょうか。今、得ている平均の給与が幾らで、それでこの引き下げによって幾らに下がるのか、もしその計算が出ているようでしたらお願いしたいと思います。

技能も同じ質問ですが、期末も平均で幾らもらっていて、それが幾らになるのか。

再任用も伺いたいと思います。

それから、4番の特例措置の関係なのですが、これですと、もう事実上の遡及ということになると思うのですけれども、その辺の法的なというか、原則にひっかからないのかどうか、その点伺いたいと思います。

それと、組合はどのような話し合いの結果、どうなったのか伺いたいと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、平均的な給料の引き下げ額ということでございますけれども、現在 153 人の職員数のうちの育休者を除いた 151 人が対象でございます。給料の引き下げの総額が 39 万 3,500 円ということでございます。1人当たりちょっと出ていないのですけれども、大変申しわけない

ですけれども、総額ということで申し上げさせていただきたいと思います。

それから、期末手当でございますけれども、2,065万4,000円という金額になります。

次に、4月から11月までの給料、そしてボーナスを0.19%減額をさせていただく、調整率を掛けて減額させていただくということでございますけれども、議員さんおっしゃられるように、これ不利益不遡及の原則があるわけでございますから、そこまでさかのぼって給与を引き下げることにはできないということが、これ法制執務上の建前というふうなことでなっております。今回は、官民較差、民間と公務員の給与の比較をしたところ、755円の差があったというものでございまして、これを4月にさかのぼって調整をしないと、公務員が給与をそれだけ民間に比べて、4月時点で調査ですから、4月の時点でそれだけの差があったとすれば、ここまで改定の時期がおくれておりますので、この間を調整せざるを得ないというのが県の考え方でございます。不利益不遡及の原則には、苦しいですけれども、抵触をしないのだというふうな説明でございました。

次に、組合でございますけれども、組合につきましては、25日の日にやむを得ないということで回答をいただいております。

以上です。

○藤野幹男議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 給料平均今幾らもらっているのかというのはわかり

ますか。それと、期末が現行のままいったら幾らで、今度の引き下げで幾らになるのかというのがわかりましたら伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 嵐山町の本年1月現在の、平均給与月額のほうがよろしいですね。給料と手当を足したものです。平均給与月額が39万7,302円、平均年齢が44.7歳。これを、4月1日現在で埼玉県が調査をした民間との較差をここで是正をする措置が講じられるわけでございますけれども、嵐山町はこれに準じて行うというふうなことでございまして、埼玉県の平均給与月額が39万1,770円、年齢が41.5歳、埼玉県と嵐山町を比較したときには、こういうふうなことでございまして、嵐山町は、たびたび申し上げるようですけれども、今回の人事院勧告は、国の人勧が給与法案通っておりませんので、県の人事委員会の勧告に準拠して実施をするというふうなことでございます。県の調査に基づいて、嵐山町も同様の措置を講じさせていただくというものでございます。

〔「期末が」と言う人あり〕

○安藤 實総務課長 ええ、1人当たりの引き下げの額については、総額については出ておりますけれども.....

〔「平均は」と言う人あり〕

○安藤 實総務課長 はい、平均はちょっと計算をしてみませんと出てこないと。

○藤野幹男議長 ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) さっきの数字で、39万3,500円というのは4カ月分ですよ、12月から3月までかな、ということなのではないでしょうか。給料表からすると、給料表の場合、12月1日施行ということですから、3カ月分になるかな、町の影響額がね。そうしますと、今度の人勧までにすると、例えば1年間にすると、約1,300万になるのかなというふうに思うのですが、同時に4月1日からの職員に関する問題で、1つは住居手当が廃止になると、それから地域手当も廃止になってくるということで、給料だけではなくて、いろんな面で影響が出てくると思うのですけれども、まず今回の人勧に絡んで来年の4月から影響が出てくるものというのは、こういったものがあるのでしょうか。

そういう面では、民間較差というふうに言うのですが、今民間の場合は非常に労働条件悪くなってきていますし、民間の賃金そのものが下がってきているというふうに思うのですけれども、民間が出してきているベースとして、派遣職員だとか、パートだとか、非正規の人たちだとかそういった部分というのは、民間の平均給与というふうに言った場合に、そういう人たちが入っているのでしょうか。入っているとすれば、ワーキングプアと言われてもう久しいわけですが、働く貧困層というものの、給料をもらっていてもなかなか生活ができないというような状況がある中で、公務員の給料を下げたということになると、またそれが民間の給料にはね返ってくるというふうには

考えるのですけれども、これ労働者そのものの賃金の抑制のほうに走っていくのではないかなというふうに思うのですが、1つは、民間の平均給与というものがどういうふうに出されているのか、4月以降の廃止になるような問題点がどういうふうになるか。

残業手当そのものも、給料によつての比率ですから、それも下がってくるというふうに思うのですが、来年の4月以降の影響も含めて職員に与える影響というのはどのくらいあるのでしょうか。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 先ほど給料で今回の改定でもって引き下げする金額39万3,500円、151人分ということでご回答申し上げました。この月数につきましては、12月から3月までの4カ月分ということでご理解いただきたいと思ひます。

それから、議員さんは今回の人勧が来年の4月以降にも影響するのではないかと、どういうふうなところに影響するのかということでござひますけれども、ご承知のとおり住居手当につきましては、このたびの国の人勧では廃止という勧告が出されました。埼玉県は、国とは違ひ基準の住居手当を持っております、埼玉県のほとんどの市町村は恐らく県と同じ制度を持っております。これを廃止をするのか、あるいは単独で残すのか、市町村によつて取り扱ひが、現段階の調査では分かれていゝというふうなことでござひまして、それもござひまして、組合等は住居手当の分は今回の給

与改定に含めないで継続協議ということになっております。

なお、埼玉県は、住居手当、月 4,500 円を、これを 1,500 円ずつ2年間かけてゼロにしていくというふうなことでございまして、同様の措置を講じた郡内の町も半分程度ございます。継続協議になっているところは半分程度というふうなことでございます。

今、4月以降にわかっているのはその部分と、あと推測をされるのは、期末手当について民間が非常にこの 12 月支給は厳しいというふうな状況出ておりますので、来年の人勧では、さらにこの期末手当がもう一段の引き下げがあるのかなというふうな心配をしている向きがございします。

それから、民間が出している公務員との比較の仕方なのですけれども、公務員の役職、学歴、年齢が同様の民間のポストと比較をするというふうなことでございまして、議員さんおっしゃっている非正規の方と平均で比較しているのかということでございますけれども、それと比較はしてございません。あくまでも今申し上げた基準の範囲で民間がどのくらいの給料をもらっているのかという比較になっているというふうに聞いております。

以上です。

○藤野幹男議長 第 10 番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) それと、もう一点ではお聞きしたいのですが、給料表なのですけれども、4等級、5等級、6等級については、町が単独で給料表をつくっています。そういう面では、職員の頭打ちというのは入っている

のでしょうか。その人たちがどのくらい、いるのかどうか。もしいるとすれば、私は給料表を足さなければならないというふうに思うのですけれども、その辺の考え方も含めてお聞きしたいと思います。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、参考資料の 14 ページをごらんになっていただきたいと思います。議員さんからお尋ねいただきました嵐山町の給料表は、国の給料表に継ぎ足しているのではないかというふうな今議員さんからお尋ねございました。4級につきましては、ここにございますように、94 号から 113 号、これは国家公務員の給料表に嵐山町は継ぎ足しております。5級、6級、同様にごらんになっていただきますと、この資料でおわかりになると思います。これは、19 年4月の給与構造改革が行われました。年齢層の上の職員、それから級の4級、5級、6級、大きい職員ほど引き下げ率が大きかったわけです。たしか一番大きいところは 15%かそこらだったと思います。平均 5. 数%の改定率でありながら、今申し上げました範囲の人たちは大きな引き下げを、当時引き下げ措置が講じられたと。

ただし、そういった方については、昇給は、現実的に昇給は実施をしませんけれども、そのままですね、その当時、19 年の3月にもらっていた給料を保障しますという、先ほど申し上げました現給保障措置というのが講じられました。

そういったことでございまして、現実的には、そういうふうな方が 151 人

の職員の中の 60 人は、今でも現給保障対象職員ということになっておりまして、給料が、引き下げ前の給料を保障されると。その一方で、昇給等が現実的には行われていないというふうなことです。

この給料表のこの独の部分、今4級、5級、6級の独の部分、これを足しておかないと、その当時、大体 50 歳から上の職員というのは、ほとんどやめるまで昇給はないだろうというふうなことでございました。しかし、その年齢よりも若い人たちが、昇給がなくて退職までいいのかというふうなこともございまして、比企郡内の多くの市町村、恐らく埼玉県内の多くの市町村がこの独を継ぎ足しをして、若い職員が努力をしても、そしてあの評価システムが入ってきたときに、給料が上がるような仕組みは残しておこうというふうなことで、この独というものをつけた。簡単に言うと、そういうふうな仕組みでございします。

今現在この独のところになっているかどうかについては、恐らく一番上まで到達している職員というのはいないというふうに思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 日本共産党の川口浩史です。嵐山町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、反対討論を行います。

今、公務員へのバッシング、批判の風潮は強くあります。この条例改正についても、恐らく賛成する住民は多いと思います。そういう点では私も賛成をしたほうがよいわけであります。しかも、組合はやむを得ないと考えているわけですから、余計そうであります。

しかし、公務員バッシングを私はする風潮には乗れません。第1に、それほど恵まれている環境にあるとは考えておりません。むしろ民間が低過ぎるわけで、民間社員は団結をして、自分たちの生活給の引き上げを求めるべきだと考えます。

さて、期末手当は、先ほどの答弁を1人当たりに換算しますと13万6,781円の減になります。そして、給与は月2,606円の減、さらに地域手当等も引き下げが行われるわけです。民間との差の減であります。家族を養い、ローンを払い、退職後の人生設計を考えれば、これは大きな引き下げだと思います。民間との差を言うならば、先ほど申し上げましたが、民間が低過ぎ、また非正規社員の低さは、健康で文化的な最低限度の生活もできないほどの収入であります。このことのほうが問題であります。

今度の改正は、4月にさかのぼっても実施されます。不利益をこうむる場合、遡及ができないわけですが、これにさまざまな理由をつけての引き下げであります。これも認めることができません。

最後に、政府はデフレ宣言をしました。国民は給料が下がれば購買力が低下し、購買力が下がれば企業業績が悪化をする、そうするとさらに給料が下がっていく。この連鎖はどこかで断ち切らなければなりません。したがって、デフレを考えての引き下げはすべきでないことを申し上げ、討論を終わります。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、第 80 号議案 嵐山町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○藤野幹男議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第 12、第 81 号議案 嵐山町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 81 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 81 号は、嵐山町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正することについての件でございます。

埼玉県人事委員会勧告に準拠いたしまして、一般職員に支給する期末勤勉手当の額を減額することに伴いまして、同様の措置を講ずるため、嵐山町長及び副町長の給与に関する条例及び嵐山町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

安藤総務課長。

〔安藤 實総務課長登壇〕

○安藤 實総務課長 それでは、細部説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、改正条例をごらんになっていただきたいと思います。

第1条、これは町長、副町長の給与条例の一部改正、第2条が教育長の給与条例の一部改正ということになっております。改正内容は、一般職の公務員と同様でございまして、6月期の期末手当、2.15 月を 1.95 月というこ

とで0.2月、6月の議会で、附則で凍結したものを、今回、本則第5条ですね、本則で改めて改正をさせていただくと。それから、12月期の期末手当、2.35月を2.20月、0.15月分削減をさせていただくというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 具体的には幾らの引き下げになるのか。幾らから幾らになるのかというのも教えていただきたいと思います。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 最初に町長、副町長でございますけれども、減額額が52万7,000円でございます。次に、教育長でございますけれども、16万6,000円でございます。

以上です。

○藤野幹男議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 52万7,000円の減額なのですか。そうすると、今、現行でいくと幾らもらうわけなのでしょう。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 町長ですと67万8,000円が給与月額でございます。

て、これに役職加算の 1.2、それと今回の減額月 0.35 月を掛けたものが町長。副町長につきましては 57 万 6,000 円、これの役職加算が 1.2、それに 0.35 月の削減ですから、合わせてその両方を足したものが 52 万 7,000 円というものでございます。

なお、総額で幾らという数字は、今のところ出してございません。減額額については、今申し上げたような数字になっているということでございます。

○藤野幹男議長 それでは、そのほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 81 号議案 嵐山町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第13、第82号議案 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第82号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第82号は、嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。埼玉県人事委員会勧告に準拠いたしまして、一般職員に支給する期末勤勉手当の額を減額することに伴いまして、同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 82 号議案 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

審議の途中ですが、この際休憩いたします。午後の再開は午後 1 時 30 分といたします。

休 憩 午前 11 時 50 分

再 開 午後 1 時 30 分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 83 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第 14、第 83 号議案議定について、嵐山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 83 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 83 号は、嵐山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについての件でございます。社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、後期高齢者医療保険料延滞金の軽減期間を延長するため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋町民課長。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○中嶋秀雄町民課長 それでは、細部説明をさせていただきたいと思えます。

まず、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。今回改正をお願いいたしますのは、第5条延滞金に関する規定でございまして、この延滞金の軽減期間を1カ月から3カ月に延長するために改正をお願いするものでございます。この改正によりまして、納期限が過ぎて延滞金の計算

をする場合の利率につきましては、納期限後3カ月を経過するまでは14.6%ではなくて軽減利率、これは括弧書きの中になるわけでございますが、これは7.3%か、もしくは前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率に4%を加算した割合、この割合で計算しますと現在では平成21年度は4.5%になります。ですから、7.3%と4.5%を比較しますと4.5%のほうが低いということで、3カ月経過するまでは4.5%で利率を計算するということになるものでございます。

この改正につきましては、現下の厳しい経済社会情勢に影響を受けまして、厚生年金保険料等の支払いに困窮をしている事業主等に配慮し、納期限から一定期間の日数については延滞金利率を軽減することを目的といたしまして、本年5月1日付で公布されました社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、非常に長い題名でございますが、この制定趣旨に基づきまして、後期高齢者医療制度の保険料についても同様の対応を図ることとしたものでございます。

なお、この改正条例の施行は、本法律の施行期日に合わせまして平成22年1月1日からとするものでございます。

また、この延滞金の軽減措置につきましては、施行日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金から適用をされることとなるものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行い

ます。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) これは、そうしますと日銀の利率が7.3を超えますと7.3で止まるという理解でよろしいのか。それが1点と、あと嵐山町にこの3カ月に延びることによる対象者というのは何人ぐらいいるのか伺いたと思います。

○藤野幹男議長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、議員さんのご質問で7.3%で止まるのかということですが、そのとおりでございまして、現在は4.5%。その利率がその7.3を超えたところでは7.3という形になるものでございます。

それから2点目の、この対象となる、いわゆる延滞金の対象者となるような滞納者がいるかというご質問だと思うのですが、これは現在おりません。

以上でございます。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 83 号議案 嵐山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第 15、第 84 号議案 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 84 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 84 号は、嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件でございます。社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、介護保険料延滞金の軽減期間を延長するため、本条例の一部を改正するものでござい

ます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

岩澤健康福祉課長。

〔岩澤浩子健康福祉課長登壇〕

○岩澤浩子健康福祉課長 それでは、議案第 84 号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

改正条例をごらんいただきたいと思います。第6条第1項の延滞金についての改正でございまして、先ほどの議案第 83 号と同様に、現下の厳しい経済社会情勢にかんがみまして、介護保険料の延滞金の軽減期間を、1カ月から3カ月に延長させていただくというものでございます。

また、今回改正をお願いする条文の中に修正が必要な箇所が2カ所ほどございまして、大変申しわけございませんけれども、あわせて改正をお願いいたします。まず、第1点目は、今回の改正箇所の介護保険料の延滞金の軽減期間のところに「納期限までの期間または」とありますけれども、これは誤りでございますので、削除をさせていただきたいと思います。

2点目は、条文の最後の部分に、延滞金の軽減期間の特例基準割合の適用についての記載がございまして、その中に公定歩合というのが出てまいりますけれども、これにつきましては、平成 18 年8月に、日本銀行がこれ

まで公定歩合として掲載していた統計データのタイトルを、基準割引率及び基準貸付利率に変更しておりまして、本町の介護保険条例もその部分につきましての改正の必要がありましたので、今回とあわせまして改正をお願いするものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 対象者の人数を伺いたと思います。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 介護保険の関係も、対象者はございません。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第84号議案 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第16、第85号議案 平成21年度嵐山町一般会計補正予算(第3号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第85号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第85号は、平成21年度嵐山町一般会計補正予算(第3号)議定の件についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,241万3,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を62億2,215万3,000円とするものでございます。そのほか継続費の変更が1件、地方債の変更が1件、一時借入金の追加が1件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。井上政策経営

課長。

〔井上裕美政策経営課長登壇〕

○井上裕美政策経営課長 それでは、議案第 85 号の細部につきましてご説明を申し上げます。

3ページをお願いします。初めに、一時借入金の補正第4条でございますが、国庫補助金や町債の多くが4月以降に収入されることを考慮いたしまして、一時借入金の借り入れの最高額に3億円を追加し、一時借入金の借り入れの最高額を8億円とするものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。第2表継続費の補正でございます。給食調理場の建設事業の確定に伴いまして 206 万円を減額いたしまして、補正後の額を3億 114 万円とするものでございます。

次に、第3表地方債の補正につきましては、まちづくり交付金事業の限度額に 1,710 万円を増額いたしまして3億 8,060 万円とするものでございます。

14、15 ページをお願いいたします。歳入でございますが、第1款町税につきましては、固定資産税の土地分といたしまして 530 万 1,000 円の増、家屋分といたしまして 4,699 万 9,000 円の増、償却資産分が 2,723 万 7,000 円の減でありまして、差し引き 2,506 万 3,000 円の増額となるものでございます。

次に、町たばこ税につきましては、1,488 万 5,000 円が減額となる見

込みでございます。

次に、国庫支出金の民生費国庫負担金につきましては、額の確定及び実績見込みによります増減でありまして、209 万 7,000 円を増額するものでございます。

次に、民生費国庫補助金 1,904 万 8,000 円の減額につきましては、国の補正予算の執行停止に伴いまして、子育て応援特別手当交付金を 1,753 万 2,000 円減額するものが主な内容でございます。

16、17 ページをお願いいたします。県支出金の民生費県負担金 493 万 4,000 円につきましては、各負担金の額の確定及び実績見込みに基づきます増額でございます。

次に、18、19 ページをお願いします。児童福祉費補助金の保育所生活環境改善事業費補助金 225 万円につきましては、新規補助でございまして、県の緊急経済対策により民間保育所の修繕費に対し補助するもので、限度額 75 万円の3園分でございまして、10 割補助でございます。

次に、新型インフルエンザワクチン実費負担分費用軽減事業補助金 747 万 2,000 円につきましては、これも新規補助でございまして、新型インフルエンザワクチン予防接種事業において、優先接種者のうち住民税非課税世帯の費用軽減措置に対して4分の3を交付されるものでございます。

次に、全国瞬時警報システム整備促進交付金 942 万円につきましても新規補助でありまして、全国瞬時警報システム、括弧の中にJ-AERTとあ

りますが、Aの次にLがちょっと抜けておりまして追加をお願いします。通称ジェイアラートと呼ばれているものでございまして、この整備費に対し交付されるものでございます。

次に、個人県民税の徴収取り扱い費交付金につきましては、交付金の額の確定に伴いまして 881 万 2,000 円を増額するものでございます。

20、21 ページをお願いいたします。町債につきましては、まちづくり交付金の内訳変更に伴いまして、まちづくり交付金事業債を 1,710 万円増額させていただくものでございます。

22、23 ページをお願いいたします。歳出でございますが、各課にわたります給料、職員手当等の減額につきましては、人事院勧告実施に伴うものでございまして、約 2,015 万円の減額でございます。共済費につきましては、負担金率が上昇したため増額となっております。

24、25 ページをお願いします。総務費では、庁舎管理事業、非常用蓄電池及び空調機器フィルター修繕料の額が確定いたしましたので、これに伴いまして 177 万 5,000 円を補正するものでございます。また、財政調整基金積立金 480 万円の積み立てが主な内容となっております。

28、29 ページをお願いします。民生費の社会福祉費であります、29 ページの下段にございます障害者福祉施設等支援事業補助金 197 万 7,000 円の減額、次の介護給付費訓練等給付事業 790 万 2,000 円の増額、次のページの重度心身障害者医療費給付金 254 万円の増額、生活サ

ポート事業費補助金 105 万 6,000 円の増額など、補助単価の改正及び利用者数等の実績見込みに基づき補正をさせていただくものでございます。また、一番下にございます国民健康保険特別会計繰り出し事業の 367 万 8,000 円の繰り出しにつきましては、保険基盤安定負担金額の確定に伴います繰り出しでございます。

32、33 ページをお願いします。学童保育室事業の 200 万円につきましては、学童保育室の新設に伴い整備費補助金等を補正するものでございまして、限度額 300 万円で補助率は3分の2でございます。

34、35 ページをお願いします。子育て応援特別手当支給事業、これにつきましては国の予算執行停止に伴いまして 1,906 万 1,000 円を減額するものでございます。

次に、保育所保育事業につきましては、県の緊急経済対策によりまして民間保育所の修繕費に対し補助するため 225 万円を補正するものでございます。1保育所当たり限度額 75 万円の3保育所分でございます。

次に、予防接種事業でございますが、75 歳以上の方等への肺炎球菌ワクチン予防接種の助成といたしまして 939 人分、996 万 3,000 円を、また新型インフルエンザワクチン予防接種の低所得者に対する費用負担軽減措置を行うための扶助費といたしまして 1,620 人分、399 万 6,000 円を補正させていただくものでございます。

38、39 ページをお願いします。商工費の花見台工業団地管理センター

管理事業でございますが、地上デジタル放送への移行に伴いまして花見台工業団地における電波障害を調査するため 73 万 5,000 円を補正するものでございます。

商工会補助金につきましては、平成 21 年度商工会予算に基づき補助金額を 218 万円減額するものでございます。

40、41 ページをお願いします。一番下でございますけれども、消防費の防災行政無線施設整備費管理事業につきましては、全国瞬時警報システムの導入整備するため 1,669 万 5,000 円を補正するものでございます。

次のページをお願いします。防災施設整備事業につきましては、防災広場整備工事で 1,350 万円増額及び防災倉庫整備工事、これが 1,000 万円、これが主な内容でございます。

46、47 ページをお願いいたします。教育費の給食調理場建設事業でございますが、給食調理場の建設事業の確定に伴いまして 206 万円を減額するものでございます。

最後に予備費でございますが、9万 5,000 円を増額し、補正後の額を 2,533 万 2,000 円とするものでございます。

50 ページの給与費明細書以降につきましては、ご高覧をいただきたいと思います。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行い

ます。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 3ページの一時借り入れなのですが、一時借り入れが悪いわけではないのですけれども、昨年もあって、また今年もこういう形であつてと。これは今の最近ここ2年ですよね、多くなったわけですが、どういふ背景があるのでしょうか。あと、近隣もやっぱり同じようなことをしているのか、嵐山町特有なのか、その辺分析といいますか、情報を得ているようでしたら伺いたいと思いますが。

それから、14、15のたばこ税の、これが1,400万ですね、大きな落ち込みというか、これたばこを吸わなくなったからこれだけ減っているというふうに見てよろしいのでしょうか。それと、金額的には当初の見込み違いがあつたというふうになるのか、伺いたいと思います。

それから、34、35のインフルエンザの関係なのですが、ちょっとどういう補助になるのか、75歳以上の。たしか肺炎球菌のほうは病気を持っている人は無料だということで、75歳以上の人は半額でしたね。新型インフルエンザのほうはどのような補助になるのか、伺いたいと思います。

それから、38、39で、花見台工業管理センターの地上デジタルの調査が出ているのですけれども、これ私一般質問も前しましたが、ちょっと経過をご存じない人もいますので、花見台に工業団地をつくって工場を建てて周辺に電波障害が発生したわけですね。そういうところというのは県内

でも東日本テクノポリス、松伏町と隣の市でそういう工業団地があって、そこでも発生したということなのです。そこでは東日本テクノポリスの工業会と言うかどうか分かりませんが、仮に工業会として、その工業会がお金を出して立ったのですね。ところが、嵐山町は町の税金を使って立ててしまったと。その問題を我々は追及してきて、前町長、関根町長はたしか、ちょっと私も調査しておこうと思ったのですが、時間がなくてちょっとしていないのですけれども、2001年3月議会、平成13年の3月議会だったと思うのですけれども、町長は謝罪をしたのですよね。何で謝罪をしたのかというのは、やはり原因者負担、原因者が解決をするのだということについて町がお金を支払ったから、このことについてまずいということで謝罪をしたわけなのですね。今回またこういうお金が出ているということは、しかもこういう厳しい財政状況の中で、本来は原因者が払うべきものを町がこうして払うというのは、それなりの理由がないとやっぱりまずいと思うのです。これは町長に伺いたいのですけれども、原因者負担原則を超えてこうして支払うのにはそれなりの理由というのを伺いたいと思います。

それから、40、41ページの防災行政無線、これジェイアラートというのですか、これちょっとどういうものか伺いたいと思います。

それから、44、45の嵐山幼稚園の改修が出ているのですけれども、どのような改修をするのか伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁をお願いいたします。

井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 一時借入金の件でお答え申し上げます。

このことにつきましては、決算のときにご質問いただきました。そのときもお答えを申し上げたと思いますが、平成20年度の決算では収入されるべき国庫補助金の約74%、そして町債の約30%が4月以降に収入される。そういったような影響によりまして一時借入金、一時的に大きく資金が不足したわけございまして、この不足額を一時借入金で賄ったということでございまして、今年度も主なものといしましてはまちづくり交付金、これが2億5,400万円ほど、そしてその起債が3億8,000万円、そして地域活性化・経済対策臨時交付金、これが1億1,000万円、この3つを足しただけでも7億4,400万円ございます。そういったこともございまして、5億円だとちょっと心配の面があるということで、3億円を追加させていただきまして8億円という形にさせていただいたわけでございます。こういった補助金、交付金、起債、こういったものを多く活用しているわけございまして、こういったものを多く活用すれば最終的に年度末になりまして国のほうの関係のこういったものが4月以降に入ってくるということがこれからもたくさんあると思いますので、こういう状況になっているというものでございます。

そして、近隣の状況でございますけれども、例えば滑川町は来年度、今小学校建設をしている関係で一時借入金を、通常5億しておりますけれども、滑川町今年度は20億にしております。そういったような形で、この辺は臨機

応変に、その辺は各市町村の判断で変えているのだというふうに思います。小川町が一応8億円、川島町は4億円、吉見町が3億円、鳩山町が4億円、ときがわ町が3億円、こういったところが主なものでございます。東松山市は10億円でございます。大体当初予算額の4%から10%の間というのが各市町村の状況でございまして、嵐山町5億円は約9%です。今度8億円にいたしまして12.9%というような状況でございます。これは、当初予算のこの割合というのは決まっているわけではございません。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、たばこ税の補正減についてお答えいたします。たばこ税については、平成15年から平成19年までコンスタントに1億3,200万から300万近く入っていました。それで、21年度についても1億3,100万組ませていただいたのですが、2008年の3月からタスポが導入されました。この影響は昨年10月ごろからたばこ税に影響しまして、予算組むときはこの影響をした時点だったので、こんなに影響があると思わないで1億3,100万組ませていただきました。それで、去年の決算ベースが1億2,628万2,000円です。これをもとに今年の4月から11月まで月々たばこ税入っていますけれども、月平均80万円下がっています。この原因は、小売はもとより関越の上り車線、下り車線、嵐山分なのですけれども、あそこに自動販売機を置いてあります。その自動販売機の影響がかなり受けて

いると思っています。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 新型インフルエンザワクチンの予防接種の補助の関係でございますけれども、対象者は優先接種対象者のうちの生活保護を受けている方、それと平成 21 年度の市町村民税が世帯全員が非課税の方というのが対象となっておりまして、国、県の補助が4分の3入りまして、残りの4分の1を町が助成をいたしまして、全額を助成するというものでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 全国瞬時警報システム、ジェイアラートはどういうものかということでございますけれども、防災行政無線は通常、緊急放送する場合、職員が操作卓に向かって通常の勤務時間の場合はそこから放送をします。夜間等は職員がこちらに来て放送するというふうな仕組みになっています。例えば、緊急地震速報あるいは外国からの武力攻撃、そういったものです。例えば、こういった緊急事態が発生したときに国、消防庁ですね、消防庁が通信衛星を使ってそれぞれの市町村に整備してある防災行政無線を自動的に起動させて国がそこから緊急放送をやると。そういった緊急事態を伝達するシステムということで、これが全国一斉に整備が始まったということでご

ざいます。

○藤野幹男議長 続いて、教育委員会、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、44 ページの嵐山幼稚園の改修事業のことで、どのように使ったのかということですが、補正理由の中に嵐山幼稚園の改修に伴い埼玉県住宅供給公社に弁済する費用の確定に伴い補正するというものが主なものでございまして、そのほかにあそこには木づくりの特別教室棟がございまして、そちら等いわゆるセコム、そういったものの関係等が一体の一元的に管理はなされておったわけですが、これは職員室でないと全部切れたり入れたりができないということで、地元の人たちが例えば木づくり教室棟を使う場合に一々職員室まで入らないとちょっとそういったことができないということで、非常に管理に不都合がございまして、そういったものの関係の改修も少しやらせていただきました。

それから、あとは幼稚園の要望で、当初なかったのですが、いわゆる各教室に掲示板、こういったものを取りつけたり改修して、そういったもので使わせていただいたということでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 アンテナの件ですよね、前にも質問があったかと思うのですが、決まりとすると議員さんおっしゃるような状況であったのかもしれないと思うのです。しかし、工業を土地を地域の人に提供いただいて、そ

れから工場が入って、それでその工場が操業をして稼動をして軌道に乗るまでとかいろんな状況が発生していると思うのです。そういう中であって、行政としてその地域に配慮、あるいは進出をしていただいた工場に工業会に配慮というようなことがあったと思うのです。そういう中であって究極の判断で行ってまいったのだと思うのです。そういう中であって、このところに来て急に急カーブを政権がかわったからというわけにいかないと思って、そういうような状況があって、今までと同じように地域に対してあるいは工業会に対して同じように友好関係を持ちながら一緒に町の発展に協力していただくという配慮のもとでこういうことをやらせていただくということでありますので、ぜひご配慮をいただければというふうに思っております。

○藤野幹男議長 9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) たばこの関係なのですが、関越のところが大きいというお答えでしたね。そうすると今までは、ちょっとこのタスポというのがよく私わからないのですけれども、この関越の場合、町に入っていたものが入らなくなったと、そういうことになるわけなのでしょうか。ちょっとタスポというのがどういふことで税金に影響するのか、もしご説明できるようでしたら。

それから、ほかの件はわかりました。ありがとうございました。

花見台の件なのですが、これが出されて私も、今、日航が資金注入をするということで報道されているわけです。そんなに大きな反発はないかなというふうに思っているのです。ちょっと私も新聞を見直してみたのですけれど

も、たしかアンケートをとったような記憶があったのですが見つからなくて、そのとき見たときには余り大きな反発ではなかったような、記憶なのですが、そういうふうに思います。それは日本航空という会社、特有な面もあるでしょうし、あれだけの赤字を出しているから国の税金を入れても仕方ないというふうな考えが国民にもあるのだというふうに私は理解しているのですけれども、花見台の場合、では町民が理解できるかということになると思うのです。ただ配慮だけでやられては町民はかなわないなというふうに私は思うのではないかなと思うのです。銀行のときに資金注入するときに大変な反発があったわけですが、やっぱり同じようなことを考えないといけなのではないかなって。やっぱりそれなりの状況を説明できないと、町民というのは理解されないのではないかと。会社の経営が大変厳しいと、赤字続きだと、赤字に転落してしまったと、そういう状況が説明できないと、私はやっぱり町民の理解は得られないというふうに思うのです。配慮だけではなくて、やっぱり実際のところから判断をしていくことが私は大事ではないかと思うのですけれども、その点をちょっと伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

タスポというのは、自動販売機でそのカードがあるのです。喫煙者が持っているカードで、それがないと自動販売機で買えません。未成年が買えないように、喫煙者が持っているカードです。それで自動販売機、今まではコイン

では買えたわけですがけれども、そのカードがないと買えませんので、なかなか個人個人カードをつくるのが面倒くさくてつくっていない方がいるのです。そういう方は、コンビニ等は今はたばこは大分販売がふえていますけれども、それが関越のパーキングのところには自動販売機しか置いていないのです。そうするとそのたばこの売り上げが、カードを持っていない人は買えませんので、落ちるという形になります。それで、先ほど申しましたけれども、去年の1億2,600万円の決算から比べて11月までたばこ税も月々入っていますけれども、その平均すると月80万円下がっているという形なもので補正させていただきました。

以上です。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

ちょっと町民に理解してもらうのが難しいのではないかというお話ですが、地域にあって町をどう進めていくかという行政に協力をしていただく、そしてこちらからもお願いをする、これが友好関係で、一緒に地域にあって応援をしてきていただいているわけですが、川口議員さんご承知のように、花見台工業団地の工業会はいろんな形で行政のほうにも応援をいただいております。特に今年の場合なんかはそういうものが表面に出たわけなのですが、こういう経済状況ですので工業会のいろんな面というものが、今まで協力をしていたものができなくなってしまったと、大変申しわけないと

ということで、消防の後援会の問題、あるいはもっと直接的に町に影響があるのがいろんな環境検査の問題、水ですとかいろんなことですね、そういうようなことを工業会でやっていただいた部分があるわけです。それとか、地域にあっては道路清掃なんかを工業会の人たちがやっていただいている。あるいは、地域にあって花見台の工業会の事務所のところで工業会祭りって何といいましたか、お祭りをやって地域の人と、このところやっていないですけども、綱引き大会をやったりとか、あるいは地区の人たちが参加をして出席をしてお祭りを開催をしたり、それから嵐山町の商工会の中にも工業会の人たちが会員として加入をして、それで一緒になって商工業の進展に頑張っていこうということで、ある部会では部会長さんまで引き受けていただいたりということで、大変この花見台工業団地の工業会あるいは企業が町の中に入ってきていただいて一緒にやっているということがふえてきております。

そういう中であって、消防の後援会なんかに出していただいているもの、あるいは社会福祉協議会なんかのいろんな募金あるいは会員登録をしていただいたりということでご協力をいただいている。そういうものの総額ということになると、どれぐらいになるかちょっと今年というか、今までわかりませんが、ちょっとこのところのこの事業費を超えた額というようなもののご協力をいただいていると思うのです。それで、それ以上にこれからいろんな形で協力をして、一体になって工業会の人たちもまちづくりに応援を

していくという体制をとっていただいておりますので、ぜひ議員さんにもそのような状況をもう一度ご理解いただいて、町民の皆様にも機会があれば話をさせていただいて、そういう状況でやっているのだというようなことでご理解いただければというか、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) これでまた質問しても、もうすれ違いでしょうからいいのですけれども、もう答弁はいいですけれども、やっぱり町民の理解が得られるようなことをきちんと説明していかないと、こういうことをやっていただいているというのは大変ありがたいことだということでは、私もそう思います。ただ、先ほども申しましたように、町の税金を入れるとなったら、やっぱり経営的なものがきちんと説明できないとなかなか町民は理解されないのではないかなというふうに思うのです。

そういう中で、一方で昨年大きな世界同時不況になって首を切られた、そういう無収入になってしまった人への支援というのを町独自ではしないわけです。前議会で質問しましたが、父子家庭たしか4世帯6人だったと思うのですが、わずかこの人数でさえ支援をしないということです。やっぱりちょっと支援の仕方が違うのではないかなというふうに思うのです。今後こういう点を考え直していただきたいというふうに思うのですけれども、ちょっと答弁を求めたいと思うのです。町長も丁寧に答弁されていますので、もっとがんがん来るかなと思ったのでこっちもそういう用意をしていたのですけれ

ども、丁寧だったので私も3回目はいいかなと思ったのですが、ちょっとでは答弁いただきたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 声の調子が悪いのでがんがんいけないのですけれども、今回の場合はこれ 73 万 5,000 円上げさせていただいているわけです。それで、例えば消防の後援会費幾ら出したか、今までも。そういうようなもの、あるいは直接的に今年も予算を町で組まなければいけない水の検査の問題とか、いろんなものをあれしたら、そしてそんなことまでやるのかいというようなことにもなって、もし今までの関係というのがおかしい状況になった場合には、こういう問題だけでは済まないわけです。この金額だけで済まないわけですので、今までの友好関係というようなものはこれから強くしなければいけない、まして強くしなければいけないところに、やっぱりこのところにきて原則はこうなのだから、今までは違ったけれども、これからこうなのだよというのがなかなか行政の立場としても言えない部分というのが生まれてきてしまうと思うのです。今まで経験が、付き合いこう出てきた中ですと。ですので、町民のほうに説明ということになれば、細かくどんなふうな説明でもいたしますけれども、今回のこの予算についてはぜひ川口議員さんがご理解をいただいて、そしてこの 73 万 5,000 円をご理解いただきたいと思うのです。丁寧な答弁で、よろしくお願いします。

○藤野幹男議長 ほかに。

第 11 番、安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) 何点か質問いたしますが、まず、今の関係でございいますが、経緯がありまして、それは共同アンテナで対応しようということをやっているわけです。地デジになるにおいて、地デジの調査をするという調査費でございいますが、これはしかるべきところに調査を委託するのでしょうか。地デジ対応については、それぞれ国も助成措置をとっているというふうに思っていますが、それらとの関係についてどんな状況になっているのか。町も恐らくいろいろ研究はしていたと思うのですが、それらの関連とあわせてお聞かせいただければというふうに思っています。

私は不勉強で、当初こういうのではなくなるかなとは思ったのですが、思ったというか、地デジになると今のアナログよりか電波障害は少ないというようなことも聞いた覚えがあるのですが、その辺はどうなのでしょう、お伺いしたいと思います。

それから、次に道路照明灯、40、41 なのですが、50 万円増額補正でございいますが、修繕料が不足するため補正するものですかということなのですが、具体的にどんな状態が起こっているのかお聞かせいただければと思います。

以上2点だけお伺いします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁をお願いいたします。

木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えいたします。

花見台の地デジ関係の調査の関係なのですが、調査についてはあそこへ当初共同アンテナを立てた会社がありますので、そこを入れた1社と町内の電気屋さんで調査もできていると思っていますので、そういう方々等の入札で考えております。

それと、国の補助の対応の関係なのですが、公の施設が設置した場合には補助対象にならないということで、これは自分の設置した人の義務ですということで、補助にはならないということになっております。

それと、電波がよくなるのではないかとということなのですが、地デジになった場合に、東京の放送局と児玉の放送局から電波がとれるということでございますので、あそこの27件共同アンテナになっているわけですが、その方々のどちらから電波を拾えば個人のアンテナでとれるかということを調査させてもらって、個人のアンテナに移行ができればなというふうにこれから考えていければというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 道路照明灯の関係でございますけれども、この修繕料につきましては、当初200万の予算がございました。現在支出済みの額が141万4,000円になってございます関係で、残としては52万5,000円くらい残っているわけでございますけれども、平成20年度の決算の実績からいいますと277万7,000円くらい支出しているという関係がご

ざいまして、今回不足するということで 50 万補正させていただいたというものでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) 委託先についてはまだ具体的に決まってないというか、アンテナを立てた業者にということ考えているということですが、これは今説明あったように調査をして、それで地デジの対応が個人でも、今立っている共同アンテナでなくて個人で、電波は近いところから来るわけですから、児玉だとか。それで、ほかに影響がないと、そんなに影響がないということであれば、要するに今使っている共同アンテナは必要でなくなるということなのでしょうか。それは今のアナログですから、今の共同アンテナのような方式で地デジをとるということに変わってくるのか。この調査をして、悪い位置については何らかの違う方法で地デジ対応をしてもらうということになるのでしょうか。その辺は、これ今調査費ですから、今後どうするかという。ただ、共同でできたものについては補助の対象にならないというのは、共同でこれからやることについては補助が出ないのか。それは個人でいろいろ地デジ対応のやり方あるわけですから、その辺の兼ね合いはどうなのでしょうか。

○藤野幹男議長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えいたします。

まず、共同アンテナを地デジ対応のアンテナにかえる場合、チューナーとブースターをかえないと個人の地デジ対応にならないということで、その費用が相当な費用がかかるというようなことを言われているわけです。そういう中で、児玉放送局のほうからとれるということで、では個々のうちのところを全部調査して、個々のうちで全部電波が拾えるということであればそちらにかえたほうが安いのではないかというための調査をお願いして、今後だからそれが全部拾えるということであれば、その調査をもとにまた内部で協議をして、新年度どちらの対応にするかというような話になるかと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

10 番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) ちょっとまちづくり交付金のお聞きしたいのですが、総体的な国から入ってくるまちづくり交付金については同じ金額なのです。今回町債の部分でまちづくり交付金 1,710 万円かな、多く出すということで、個々のそのところを見ると全部財源内訳で、平沢の区画整理以外は足らない部分を一般財源とそれから町債で補うというふうになっているかと思うのですが、事業認可されてまちづくり交付金そのものについては申請を出して事業を行っているのだと思うのですが、今回のこうした町債で不足分を対応するということは、事業認定以外の事業を新たにその工事なり事業を進める上で新たに追加したものが町債や一般財源

で補充するというふうになったということなののでしょうか。その1点だけちょっとお聞きしておきたいと思います。

○藤野幹男議長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 まちづくり交付金の関係につきましてお答えを申し上げます。今回の補助金の関係で中央地区のほうへ周知をさせたということに一応なっております。既にご存じのことかと思いますが、このまちづくり交付金につきましては、市町村の状況に応じまして事業間や年度間の流用が市町村の裁量に任されているということもございまして、今回の補助金に関しましては、事業も進んでおります中央地区へ補助金を集中的に充当させたと。その分を最終的に町債のほうに、事業債のほうになったわけでございますけれども、新たなものを追加したからこういう形になったということではございません。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 例えば、農林水産業費の場合は22万4,000円の補助金が削られて地方債と町債でその分を充当しています。36ページです。多分教育費の場合は確定によるのだと思うのですけれども、消防費についてもそうなのだと思うのですけれども、既に事業認定がされていて、それで事業を進めていく上で、まちづくり交付金そのものがそのまちづくり交付金の事業から外れてしまうと。1つの事業をやる上で、事業認定をした段階と、事業を進めていく上でまちづくり交付金そのものが削られるということは

該当しない部分が出てきているということなののでしょうか。だから町債や一般財源でその部分を補てんするということなののでしょうか。その辺がちょっと。なぜまちづくり交付金事業が、事業認定をされていて進んでいる段階で交付金そのものが落とされて、その部分を補完する形で町債や一般財源を補充しなければならないのか、その辺がちょっと意味がよくわからないのですが。

○藤野幹男議長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えをいたします。

まちづくり交付金の関係で補助金のほうでございますけれども、先ほどちょっと申し上げましたように、今年度は2億5,400万円ほど交付になるということでございます。その内訳といたしまして、中央のほうに1億8,300万円、そして北部のほうは7,100万円ということで、これは給食調理場の関係。それで、北部のほうの事業の進捗率が悪いということもございまして、ご存じのようにまちづくり交付金事業そのものの補助の関係は、補助金として40%、起債が45%、そして一般財源が15%、その中で先ほど申し上げましたように市町村がある程度自由な裁量の中でやっていいよというものでございまして、この中の事業の最終的な追加等はこれからも変更申請とかとことがありますので、それは可能な部分でございますけれども、今のところ減額している部分はないというふうに思っております。最終的なそういう補助金の、先に補助金を結構たくさんもらっている部分がありまして、そういっ

た中でこのような内容の変更があるということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 36 ページのところだと、農地費の部分がまちづくり交付金事業に該当するかなというふうに思うのですけれども、22 万円、これが該当するのかな。ちょっとその辺よくわからないですけれども、いわゆるまちづくり交付金の場合は、ちょっと全体が把握ができていなくて申しわけないので、国から来るまちづくり交付金は歳入の部分で国庫補助金については差し引きゼロなのですよね、計算してみると。追加分と減額分で差し引きゼロなのです。では町債はどうかというと、プラスの 1,710 万円になっていると思うのです。では、そのまちづくり交付金の事業の中で 1,710 万の町債、町の財源を使ってやる事業というのは、まちづくり交付金の対象には入らなかった部分なのですか。入っているのであれば、町債も使わなくてもいいわけですね。地方債使わなくてもできるわけですから、そうするとまちづくり交付金の認定をされた時点で、今これからやろうとする事業そのものが予算的には 1,710 万円分差し引きでもあるわけですから、その部分はまちづくり交付金としては国の認可にはならなかった部分を追加で事業を行うということなのですか。

○藤野幹男議長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

1,710 万円起債しているわけですが、これはまちづくり交付金事業債を起債しているわけでございます。ですから、先ほど申しあげましたように補助金が 40%、起債が 40、起債というのはまちづくり交付金事業債ですから、これが 45%、そして一般財源が 15 と、その中でやっているということとでございます、余計だからまちづくり交付金事業債を新たにふやしたということとでございます、新たに、ですから別なものに、そこから外れたから例えば縁故債を起債をして新たな事業を起こすとか、そういうものではございません。

○藤野幹男議長 ほかに。

第 12 番、松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) それでは、3 点ほどお尋ねさせていただきます。

37 ページなのですが、農業支援の関係で農産物のフォローアップということで、補正の理由というものも出ておりますけれども、財源で 10 万円の埼玉県の、これ県の奨励だということで栗の苗ということですが、古里のブルーベリーの場合かなというふうにその近辺というのを思っておりますけれども、このところでこの補助事業を要望が 1 か所だけだったのでしょうか。それとも、ほかにも出てきましたけれども、たまたまここだけだったということか。それが 1 点と、この苗はどのくらいの金額がして、どのくらいの平米数があるのか、教えていただきたいと思います。

それと、先ほどからの地上デジタルの関係ですが、質問等も出ておりますけれども、ほかの角度からすみませんがお尋ねさせていただきます。うちはちょっと近いものですからかなりの電波障害を皆さんが受けているというようなお話も出ておりましたので、お尋ねさせていただきます。

調査ということですので、これはしていただき対応していただくのが町民のためにも私自身は喜ばしいというふうに思っておりますから、できましたら調査の対象の範囲をもう少し広げていただき、共同のアンテナでは 27 件分が対応してきたということですが、それに隣接している方たちもかなり今までが電波障害が起きていたというふうにわかっておりますので、それは今後考えていくのかいかないのかお尋ねをさせていただきます。あくまでも共同アンテナの人たちの部分にとどまるのか、お願いいたします。

それと道路照明の関係で、私たち農村部のほうにつきましてはかなり暗いということがありまして、時々いろんなお話が来ますし、また町のほうへも区長さんを通じましてお願いをしているようですけれども、現時点では当初が 200 万ということで、現在では 140 万前後が使われているということですが、50～60 万残りまたは再度補正を 50 万ということですが、前年度ベースだと 277 万ぐらい使ったということで足りないだろうということのようですが、特にどのようなものが想定されるのかお尋ねをさせていただきます。

以上です。

○藤野幹男議長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 農産物のフォローアップの事業の補助金関係ですけれども、今回、越畑地区で耕作放棄地を解消して栗の苗木を植えたということで話がありまして、今回の補正をさせていただいております。それで、面積につきましては20アールを予定をしております、本数として125本の栗の苗木。それで、1本当たり1,600円の計算で半額の補助を予定しております。

以上です。

○藤野幹男議長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えいたします。

花見台の地上デジタル放送の調査の関係なのですけれども、この関係につきまして27件の調査ということで、拡大するというふうな考えは持っておりません。

○藤野幹男議長 続いて、田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 照明灯の関係でございますけれども、どのようなものがあるかということでございますけれども、大半は球切れの補修ということでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) ちょっと私の聞き方が悪かったかわかりませんが、フォローアップなのですけれども、これは何力所かの事業を計画し

て補助金等をお願いしたいというような申し出があったのかというのをお尋ねしたのですけれども、この1カ所ということだったのでしょいか。

それから、デジタルですが、27件分の調査するのみだということですが、それ以外の方たちは今後もし電波障害が起きたらそれは申し出か何かを受け付けるというか、何かそういう方法は考えて全然ないということとよろしいでしょうか。もう一度お願いします。

○藤野幹男議長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 今回要望が出されたのは、1カ所でございます。

○藤野幹男議長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 答えいたします。

今後新しい建物が大きくなったものができたというようなことであれば、そのときには話し合いには応じられるかなと思いますけれども、現段階での調査については27件で、今のところそれが範囲内で皆さん共同アンテナを使っていますので、それをかえられるかなというような調査をさせてもらうということです。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 85 号議案 平成 21 年度嵐山町一般会計補正予算(第3号)
議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○藤野幹男議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

この際暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 2時42分

再 開 午後 2時56分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第 17、第 86 号議案 平成 21 年度嵐山町国民健康
保険特別会計補正予算(第3号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 86 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げ

ます。

議案第 86 号は、平成 21 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定の件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,703 万 3,000 円を増額をし、歳入歳出予算の総額を 18 億 8,469 万 2,000 円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋町民課長。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○中嶋秀雄町民課長 それでは、細部の説明をさせていただきたいと思います。

まず、66、67 ページをごらんいただきたいと思います。歳入でございますが、第3款国庫支出金の1目療養給費等負担金は 56 万 7,000 円を増額し、補正後の額を3億 6,077 万 2,000 円とさせていただくものでございます。

その内容でございますが、療養給付費分 1,040 万円の増につきましては、今回歳出において補正をお願いしております一般被保険者に係る療養給付費及び高額療養費の増額に伴う国庫負担分の補正でございます。増額内容につきましては歳出のほうで説明をさせていただきたいと思います。

また、老人保健医療費拠出金分及び介護納付金分の減額につきましては、額の確定によるものでございます。

次に、第4款療養給付費交付金でございますが、879万1,000円を増額し、補正後の額を1億6,089万8,000円とさせていただくものでございます。これは今回歳出のほうで補正をお願いしております退職被保険者等に係る療養給付費の減額及び高額療養費の増額並びに交付金算出基礎の基礎となります老人保健拠出金額調整対象基準額等の額が確定したことによる補正でございます。

次の第5款前期高齢者交付金、第6款県支出金及び第10款繰入金につきましては、それぞれ額が確定したことに伴い補正をお願いするものでございます。

次に、歳出のほうをお願いいたします。68、69ページをお願いいたします。まず、第2款保険給付費、第1項の療養諸費でございますが、1目一般被保険者療養給付費は、4,450万円を増額し、補正後の額を9億5,916万5,000円とするものでございます。一般被保険者の療養給付費は、当初予算では平成20年度決算に対しまして108.8%の伸び率で計上されておりました。上半期の実績の伸び率ではこれを118.8%と大幅に伸びております。ただし、4、5月分につきましては、20年度の退職者医療制度の改正による影響がありますので単純に比較できないために、この4、5月分を除きますとそれでも約110%の伸びとなっております。下半期分の見込み額

につきましては、この上半期の伸び率 110%を前年度実績に掛け合わせて再計算をいたしました。この結果、本年度見込み額が9億 5,916 万 5,000 円となりまして、当初予算に比較し不足する額 4,450 万円を今回補正増とさせていただきます。

次に、2目退職被保険者等療養給付費は、2,025 万円を減額し、補正後の額を1億 3,239 万 5,000 円とさせていただきます。一般被保険者療養給付費と同様に、上半期の実績をもとに再計算を行った結果でございますが、上半期の伸び率は前年度実績に対しまして 68.2%と思いのほか低い伸び率であったために、今回減額をさせていただきます。

次に、70、71 ページをお願いいたします。第2款保険給付費、第2項高額療養費でございますが、第1目一般被保険者高額療養費は、1,685 万円を増額し、補正後の額を1億 2,113 万 3,000 円とさせていただきます。これも上半期実績が当初計上見込みの伸び率を上回ったことによりまして、再計算した結果、予算に不足を生じる見込みのためにこの額を増額させていただきます。なお、上半期の伸び率は 133.1%となっております。

次に、2目の退職被保険者等高額療養費でございますが、780 万円を増額し、補正後の額を 1,965 万 8,000 円とするものでございます。こちらも同様に上半期実績に基づき再計算をした結果、不足が見込まれるために

増額をお願いするものでございます。なお、上半期の伸び率は、前年度に
対しまして 79.0%と前年度実績には減少しておりますが、当初予算計上に
おきましては退職者医療制度の改正及び平成 20 年度におきましては特別
に高額な支払いが1件ございました。そういった事例等も考慮し、前年実績
に 53.46%と低目の予算を計上していることから、今回増額というふうにな
ったものでございます。

次の第3款後期高齢者支援金から 72、73 ページの第6款介護納付金
までの補正につきましては、それぞれ額が確定したことに伴いまして補正を
お願いするものでございます。

最後に、第 12 款予備費でございますが、今回の補正に伴い不足するこ
ととなる 120 万 2,000 円を予備費で対応するために減額し、補正後の額を
1,447 万 1,000 円とするものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行
います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) たしか9月議会で課長は医療費が伸びているとい
うふうにお話ししていたと思うのですが、9月議会までの予算では補正予算
改正がなかった。でも、伸びていると言った割にはまだ枠内で大丈夫なのか
なと思っていたのですけれども、ここに出てきたわけです。それで、全体的に

医療費が伸びているのですか、あるいは高額の人がふえたために伸びてしまったのか。高額医療費を見ればいいのですけれども、ちょっとその辺ご説明いただきたいと思います。

それと、68、69で職員手当の減額が載っていますので、私たちこれは認められないという立場なのでありますが、それは採決のところでそういう態度を示すけれども、これを見ますと、国保の担当者というのは1人だけだったのですか。ちょっと私もおやつと思ったのですけれども、ちょっとそのことを確認したいと思います。

○藤野幹男議長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、医療費全体の状況といいたいまいしょうか、ということでお尋ねでございます。まず、この医療費の伸びにつきましては、非常にこの分析をするというのがちょっと難しいところもあるのですが、一応詳細ないわゆる健診内容といいたいまいしょうか、病気だとか入院だとかそういったものの明細が出てくるといのが5月の診療分、それから10月の診療分というものについてある程度データが出てまいります。それで、今回この伸びの原因、それをどういったところにあるのかということでちょっと内部で分析をさせていただいたものがございます。その内容についてちょっとお話をさせていただきたいと思えます。

まず1点は、まず一つは高齢化という部分が構造的にあるということでご

ございます。特に 60 歳から 74 歳の方の伸び、この辺がやはり伸びております。この半年間においても伸びているということでございます。それともう一つは、特に高額療養費にも関連があるのですが、入院の件数が若干伸びております。特に入院の件数でいきますと、例えば、60 歳から 74 歳の方の入院費の1件当たりどのくらいかかっているかというのをひとつ見てみました。例えば新生物、がんです、こちらの入院費でいきますと 60 から 64 歳の方が大体 30 万円強でございます。それから 65 から 69 歳になりますと 40 万円強。そして 70 歳から 74 歳の方の入院費を見ますと一気に上がりまして 90 万円弱というような形になります。ですから、非常に年齢が上がるにつれて同じ新生物で入院されたとしてもその入院費が上がってきているということでございます。

それから、60 歳以上の被保険者数でございますが、今現在 50%を超えております。全被保険者の 50%以上の方が 60 歳以上の方であるということです。そして被保険者の、いわゆる保険者の医療費がこの 60 歳以上の方の医療費というのは全体の 70%になっております。特に 65 歳以上の方の前期高齢者の方は被保険者の増は前年に対しまして 106.7%でございます。ただし、医療費は 132.5%伸びております。要するに被保険者数の増の割合に対して医療費の増は 30 ポイントほど、25 ポイントほどですか、上がっているというような形になります。つまり高齢化が進むにつれて医療費は年々上がってくるというような状況になっております。

まず、入院の大きなものにつきましては新生物、それから循環器系、それから呼吸器系の疾患、これが直近の2年間でいずれも大きく右上がりになっているというような経過がございます。ただ、逆に言いますと、1件当たりで大きな金額、例えば400万とか以上のようなものというのは特にはございませんで、200万から400万円というようなものもそれほどはないということで、特別に高額な理由があったというわけではない。ただ入院件数が少しずつふえており、高齢化が進んでその医療費が年々上がっているというような状況になっております。

もう少し加えて言いますれば、昨年度国のベースで言いますと約6%ぐらいの今年度20年から21年、6%ぐらいの伸び率を見越して予算計上をすべきであろうという一般的なものが出されております。それに対しまして本町では8%、9%に近づくような予算の計上をさせていただいたところですが、さらにそれを上回って伸びているというようなのが実態でございます。

それから、2点目の職員の人件費でございますが、保健師1名を国保会計で計上させていただいております。これは国の補助金が3年間400万円を限度に出ているという内容もございまして、この3年間国保会計にのせさせていただいたものでございます。一応その補助金につきましては本年度21年度で終了することになっております。

以上でございます。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 86 号議案 平成 21 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○藤野幹男議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第 18、第 87 号議案 平成 21 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 87 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第87号は、平成21年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定の件でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,705万4,000円を減額をし、歳入歳出予算の総額を8億6,449万2,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小澤上下水道課長。

〔小澤 博上下水道課長登壇〕

○小澤 博上下水道課長 それでは、細部説明を申し上げます。

86ページをお願いいたします。歳入なのですけれども、第1款の分担金及び負担金の1目下水道事業負担金、これが補正額が993万4,000円を減額をいたしまして、補正後が6,955万1,000円となるものでございます。この金額ちょっと大きかったのですけれども、やはり難しいとなると、一括納付金の割合をどの程度見るかとか、減免だとか猶予、その辺のところをどの程度見るかということがちょっと難しかったのです。これは菅谷、川島の新規の受益者負担金の賦課状況が確定したということで補正するわけなのですけれども、内容的にはその菅谷と川島の賦課状況が336件ありました。それで賦課面積なのですけれども、16万2,490.55平方メートルです。それで660を掛けて負担金額が1億725万7,690円となるわけなのですけれど

も、そのうちの減免と猶予なのですけれども、減免が742万980円、それから猶予が1,113万5,800円という数字になりまして、差し引きの負担金額が8,870万910円となりました。そして、8,870万910円のうちの一括納付金額、これが5,901万円、それから5年間の分割が残りということでございまして、大体66.5%が一括の納付金で納めていただいたということでございます。

一番原因なのですけれども、減免と猶予、この土地が先ほども言ったように多かったということで、特に鉄道の減免、これを余りよく考慮しないでいたところがありまして、その辺のところがちよっと多かったというのがこの993万4,000円の減の大きな割合になっています。

それから、第2款の使用料及び手数料なのですけれども、下水道使用料、これがまた減額なのです。1,712万円を減額をいたしまして、これが1億8,280万円ということでございます。こんなに減ってしまったというのは、一応上半期のをちょっと見たのですけれども、上半期の使用水量が56万8,005立米、使用料金が9,302万9,545円ということで、平成20年度に比べると5.1%ほど減っておりました。これについては、減っているのは花見台工業団地、この使用の水量が落ち込みが大きいのです。

上半期のをちょっと比べてみますと、平成20年の4月から9月の使用料金、これが3,367万5,620円だったのです。ところが平成21年の4月から9月、これについては2,855万4,295円ということで、前年同期に比べ

ると15.2%も減っているのです。それで、平成20年の4月から9月の場合には全体使用料の34.3%だったものが、21年の4月から9月のところでは30.7%に全体の割合は減っていると。下水の使用戸数もこれはふえているのです。やはり平成20年の11月現在と21年の11月現在を比較しますと、20年11月現在では3,348件あったのですけれども、21年11月では3,516件ということで168件ふえているということでありますので、やはり戸別の小さい家庭はふえているのだけれども、こういうふうなところで大きいところが減ってくるとやっぱり使用料金そのものも減ってきてしまうという状況です。そういった状況でこの1,712万円が減っているということでございます。

それから、歳出のほうにいきます。88ページをお願いします。一般管理費につきましては、一般会計と同じように人件費の削減ということでございます。

それから、一般管理費の89ページの報奨費195万9,000円と、この減でございますが、これは一括納付報奨金の確定によるものでございます。補正後が600万円ということで、今現在は590万1,810円の支払い済みということでございます。

それから、次の第2款の事業費、1目の建設事業費のところの右側の委託料なのですけれども、443万7,000円が減っていますけれども、これについては入札差金ということでございます。

それから、その下の今度は維持管理費なのですけれども、これは
2,175 万 7,000 円減っていると。こっちの減っているほうは支出のほうで
すのでいいのですけれども、これは市野川の維持管理負担金、これが今ま
での積算基礎は有収水量に3町で話をして決めたことによりまして、この
2,121 万 7,000 円が減ったということでございまして、これは小川、滑川、
嵐山という話し合いの中で決めてきたということでございまして、これにつ
きましては4月から9月までの維持管理負担金を2倍をして、その 1.02 倍と
いうことで、結果的には上半期のほうが多いのですけれども、ちょっと若干
の余裕を見まして1億 477 万 7,000 円の予算にしたということでございま
す。

予備費につきましては、147 万 4,000 円を増額をして1,673 万 1,000
円となったものでございます。

以上で細部説明を終わります。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行
います。

第 13 番、渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 市野川流域維持管理負担金が減額したのは、
結局不明水が少なくなったということとは全然関係ないというふうに考えて
いいのですよね。不明水は相変わらずというふうに考えていいのでしょうか。

それともう一つ、89 ページの委託料のほうなのですけれども、これそれ

ぞれ予算額の 50%ぐらいが決定になっているのですけれども、予算額がちょっと高額過ぎるというか、そういうふうなことはないでしょうか。そのところちょっと気になっているのですけれども、伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 不明水が少なかったことによってこの金額が下がったのかということなののですけれども、最終的には不明水がそういうふうなことも言えるかと思えますけれども、今までの積算の方法、これを変えたことによって嵐山町についても恩恵があったということでもあります。

これにつきましては、去年の 12 月ですか、かなりの金額で補正の増ということでもらったわけなののですけれども、今回この有収水量の変更をしてこの数字になりました。ですから、その結果、不明水の量というより、それは3町で大体案分をするようにしましたので、嵐山町だけがすべてということではなくて、3町が同じような数字の割合で不明水のほうも見ているということにいたしました。

20 年の4月から9月までの3町の割合なののですけれども、昨年度は 20 年4月から9月、水循環センターの汚水の処理量、これが全体量が 168 万 5,632 立米あったので、そのとき嵐山町が 83 万 4,229 立米、小川町が 37 万 4,958 立米、滑川町が 47 万 6,445 立米。嵐山は全体の 49.49% を占めていたのです。ですから、おかしいということでいろいろ調べさせてもらった結果が、去年最終的に調整をして、最終的な決算のほうについては

調整した数字でやらせていただいたわけですが、今回はこれが1年間当てはまるということになりましたので、その金額がかなり減ってきたということでございまして。不明水については、ですから、割合は、この負担金の額からいえば減ってきたというふうなことは言えると思います。

〔何事か言う人あり〕

○小澤 博上下水道課長 ですから、計算方法を変えたことによってすべてが、不明水の量がどこからというか、わかっているわけではなかったのも、申しわけありませんけれども、今回それでやらせていただいたということでございます。

それから、あと委託の関係なのでありますが、予算額が高額だったのではないかということなのでありますが、設計額というか、指名競争入札で落ちたわけなのでありますが、一応予定価格よりもかなり低い金額で落札をしていただいたということでございます。ですから、そのときの指名の競争入札の状況がここにあるのでありますが、それをではちょっと申し上げますと、そのところの東京設計事務所というところがとったわけなのでありますが、上方の生活排水の関係なのでありますが、これが208万円ほどで落札しております。予定価格が404万円ということでございますので、かなり低い金額で落札をした。ほかの業者については、400万円だとかそういうふうなところの数字も入れていますので。

それから、市野川全体計画見直しの委託料についても、大体そういった

感じで同じように出ております。予定価格が370万円のところが198万円というのが落札をしているということでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 志賀地区のほうは長寿化の設計委託か何かしていますよね。そうすると、嵐山分で不明水がどのくらいあったかとかいうのがわからない。今までは一応不明水がわかってきて、それでこのぐらいが不明水だからこの辺、志賀のどこら辺に問題があるかという形でやっていたと思うのですけれども、これで3等分に案分したらどこの地区が不明水があるかわからなくて、結局老朽化した下水道管というのはどこにあるかというのがわからないというこの数字の出し方になってきたのですか。私はこれを聞いたときに、どこが不明水だったのかというのを聞こうと思っていたので、あれっと思ったのですけれども、その点このやり方だと問題があるのではないですか。

○藤野幹男議長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 不明水がわからない方法になってしまったということなのですか、渋谷さんの今おっしゃったのは。この不明水については、総処理水量から有収水量を引くわけですが、その結果わからないのが不明水ということで、その原因を志賀の2区の中の管のところに求めたりなんかしてやっているわけですが、それが.....今までも本当その辺の

ところのだけではなかったのかなというふうにも私は思います。ですから、そこだけで不明水が多いときは20%を超えていますし、ただ、平成19年度が12.9%、20年度が18%なのです、不明水率は。ですから、21年度はがばっと下がると思うのですけれども、それは不明水が減ったからではなくて、有収水量の今回の負担金の掛け、これが嵐山町にとってはほかの滑川、小川にお願いと協議をしてこういうふうな方法でやったということなので、努力をしてこういうふうに続けていったということ、結びつけたということでご理解をいただきたいと思うのですけれども。何を言っているのだということに、渋谷さんにはなってしまうかなと思うのですけれども、今の答えにはなかなかならないのですけれども、とにかく流量計から有収水量で負担金のほうの算定基礎を決めたということなのです。そういうことでお願いいたします。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 下水道の使用料というのは水道の使用量でやっていくわけですよ。それで、その部分との落差が常にあって、実際に嵐山町の使用した水量、使用した量というのですか、排水量が水道料金の使用量よりも多かったわけですよ。それで計算していったら、どうも不明水が多いというふうな形になってきていたと思うのです、今まで。そういう形です。ずっと話が進んでいたと思うのです。ところが今回は3等分するようになったわけですよ、それぞれを案分して。そうすると、嵐山町で実際に下水道の使用料に対してどれだけの水が中に入っていたかというのですか、下水

の中に入っていったかと。不明水と言ってはいけないのですね。入ってきた不明水ですから、流入水量ですよ。それがあって、それで嵐山町の下水道の老朽化とかそういったことを考えていったと思うのですけれども、これだとそういうふうなことは少なくとも予算書とか決算書とかには今後出てこなく、今年度だけ案分にしたという形なのか、これからもずっと案分にしていくのか知りませんが、小川町と嵐山町と滑川町とそれぞれ水道の使用量というのは違うのだけれども、案分していくということなのですね。何かすごく不思議なことで、よく小川町と滑川町がそれで納得したなというふうに思うのですけれども、どう考えてもここは私はこのやり方というのが下水道の使用料と、それから3町のランニングコストというのですか、それとの合理性がないように思えるのですけれども、合理的な計算の仕方だというふうに納得できるように説明してください。

○藤野幹男議長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 この有収水量にしたのは下水道区域内、そこから流れている、その有収水量を小川町の場合去年は下回っていたのです、有収水量を、維持管理負担金がですね。ですから、それはないだろうということで、最低限有収水量そのものは当然流れ込んでいるわけですから、その金額については、その水量についてはもう払ってもらわないと、そこを基礎にするのだという根本があるわけです。ですから、その有収水量とその差については、ですから不明水、それが不明水になるわけです。ですから、そ

の辺のところが今まで流量計をすべてお願いしていたというものが、流量計ではなくしたということです、流量計の数字そのものでなく。そうすると、有収水量のほうに重きを置いた算定基礎で、そこでお願いをしてやったということです。ですから、案分をしたとかそういうふうなことについては、流量計が信用できないというふうなことではないわけですが、有収水量のほうについて算定基礎をそちらのほうにお願いしてやったということなので、ご理解をいただきたいと思います。

○藤野幹男議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 入札の関係なのですが、低いのは大変結構なのですが、入札でやると最低制限価格にひっかかるような率ではないかなと思うのですが、これはひっかからなかったわけなんですか。ちょっとどのくらいが最低制限だったのか教えていただければと思います。

それから、ただいまの件なのですが、こういう積算基礎でやるのはこれで終わりと、そして今後は3町で案分するという、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○藤野幹男議長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 最低制限価格は設けてありません。

それから、このやり方については、これからはほかの2町がオーケーということであれば、そのままこの方法でやっていきたいと、こういうふうに考え

ています。21 年度だけではなく、この方法でやっていきたいと。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうすると、3月議会でさらに補正が出るという可能性もあるわけですか。これは3月末まで見てこの金額を読んだわけなのではないか。

○藤野幹男議長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 維持管理負担金のほうですよ。当然3月末までの推計ということでございます。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 87 号議案 平成 21 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○藤野幹男議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第19、第88号議案 平成21年度嵐山町水道事業会計補正予算(第2号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第88号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第88号は、平成21年度嵐山町水道事業会計補正予算(第2号)議定についての件でございます。収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業費用を83万9,000円減額をし、合計4億9,161万6,000円とするものであります。

また、収益的収入及び支出の予定額につきましては、資本的支出を12万7,000円減額をし、合計3億3,989万9,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小澤上下水道課長。

〔小澤 博上下水道課長登壇〕

○小澤 博上下水道課長 それでは、細部説明を申し上げます。

104 ページをお願いいたします。今回の補正は、一般職8人の人件費を、一般会計に準じて削減をするということでございます。共済組合の負担金については、率の改定によるもので、ふえております。

まず、収益的収入及び支出ですけれども、1款の事業費用なのですから、補正額 83 万 9,000 円の減、補正後が4億 9,161 万 6,000 円。下の数字についてはご高覧いただきたいと思います。

それから、資本的収入及び支出なのですから、支出については補正が 12 万 7,000 円の減ということで、補正後が3億 3,989 万 9,000 円となるものでございます。

以上で終わります。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第88号議案 平成21年度嵐山町水道事業会計補正予算(第2号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○藤野幹男議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第20、第89号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第89号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第89号は、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての件でございます。埼玉県市町村総合事務組合が共同処理をしている交通災害共済事務に加須市を加えるため、同組合理約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 89 号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第 21、第 90 号議案 比企広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 90 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 90 号は、比企広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更についての件でございます。比企広域市町村圏組合から鳩山町が脱退をし、共同処理する事務を変更し、及び同組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上政策経営課長。

〔井上裕美政策経営課長登壇〕

○井上裕美政策経営課長 議案第 90 号の細部につきましてご説明を申し上げます。

平成 21 年 3 月 31 日をもって広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が廃止されたことに伴いまして、比企広域市町村圏域の枠組み、策定済みの広域行政圏計画、比企ふるさと市町村圏基金の取り扱いについて関係市町村が協議をいたしました結果、平成 22 年 4 月 1 日から広域行政圏である比企広域市町村圏組合から鳩山町が脱退すること、組合

が共同処理する事務のうち比企ふるさと市町村圏計画の策定、計画の実施の連絡調整に関する事務、それから同計画に基づく地域振興事業の実施に関する事務並びに比企ふるさと市町村圏基金を廃止すること、こういったことが合意をされましたので、組合規約を変更するものでございます。

それでは、参考資料として配付させていただきました規約の新旧対照表をごらんください。

まず初めに、第2条の改正でございますが、鳩山町が脱退するため組合を組織する市町村から削除するものでございます。また、この改正後の中に鳩山町の部分が除いている部分はそういうことでご解釈をいただきたいと思っております。

次に、第3条の改正でございますが、広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱、これが廃止されたことによりまして、組合市町村間において比企ふるさと市町村圏計画の策定及び地域振興事業の実施を廃止することの協議が調ったため、さらに共同処理しようとしたました養護老人ホームの設置及び管理運営に関すること、これにつきましては今後当該事業の実施の予定がないこと、これを関係市町村で確認をしましたので、これを削除するものでございます。

第6条でございますが、鳩山町の脱退によりまして議員定数を20人から18人に変更するものでございます。

第10条は、鳩山町の脱退によりまして、副管理者の定数を8人から7人

に変更するものでございます。

次に、第 15 条でございますが、経費の支弁方法において、計画策定や地域振興事業は比企ふるさと市町村圏基金の利息を利用してその経費に充てておりましたが、これらが廃止となるため削除するものでございます。

第 16 条及び別表の改正につきましては、比企ふるさと市町村圏基金を廃止するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、施行日を平成 22 年 4 月 1 日からするものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 90 号議案 比企広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第22、第91号議案 比企広域市町村圏組合からの鳩山町の脱退及び共同処理する事務の変更に伴う財産処分についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第91号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第91号は、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての件でございます。平成22年4月1日から比企広域市町村圏組合から鳩山町が脱退をすることに伴う財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上政策経営課長。

〔井上裕美政策経営課長登壇〕

○井上裕美政策経営課長 議案第 91 号の細部につきましてご説明申し上げます。

裏面をごらんいただきたいと思います。鳩山町に帰属せしめる財産(1)から(4)までございますが、まず(1)から(3)まででございますが、鳩山町は組合全体の共通経費が計上されております一般会計の負担金を拠出し、また、比企ふるさと市町村圏基金特別会計では比企ふるさと市町村圏基金の運用益を財源としておりますが、鳩山町は、この基金を造成するための原資を出資しております。このため、鳩山町が脱退する際、これらに係る決算剰余金や財政調整基金の一部について権利があるため、鳩山町に帰属させる財産を明確にする必要があることから、これを行うものでございます。

(4)につきましては、鳩山町の出資金でございます。

次に、比企広域市町村圏組合に帰属せしめる財産につきましては、事務局で使用しております什器類あるいは公用車等につきましても鳩山町の権利がありますが、これらについては鳩山町は放棄することとしたため、組合に帰属させる財産として明記したものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 91 号議案 比企広域市町村圏組合からの鳩山町の脱退及び共同処理する事務の変更に伴う財産処分についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第 23、第 92 号議案 比企ふるさと市町村圏基金出資金に係る権利の放棄についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 92 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

ます。

議案第 92 号は、比企ふるさと市町村圏基金出資金に係る権利の放棄についての件でございます。比企ふるさと市町村圏基金を廃止をし、当該基金出資金を比企広域市町村圏組合の施設整備基金に充てるため、当該基金に対する当町の出資金の請求権の一部を放棄するため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上政策経営課長。

〔井上裕美政策経営課長登壇〕

○井上裕美政策経営課長 議案第 92 号の細部につきましてご説明申し上げます。

1といたしまして、放棄する権利の内容でございます。比企ふるさと市町村圏基金に対する嵐山町の出資金 7,886 万 4,000 円のうちの金 6,857 万 3,000 円の請求権であります。

2、放棄により利益を受ける者、東松山市松葉町1丁目2番3号、比企広域市町村圏組合管理者、坂本祐之輔でございます。

放棄の理由でございますが、比企ふるさと市町村圏基金を廃止し、当該基金出資金を比企広域市町村圏組合の施設整備基金に充てるためでございます。

います。

放棄の時期につきましては、平成 22 年4月1日でございます。

本日配付させていただきました議案第 92 号の参考資料をごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。比企ふるさと市町村圏基金の取り扱いについてでございます。

まず、嵐山町の出資金でございますが、出資金欄ごらんいただきますように 7,886 万 4,000 円でございます。そして、8市町村の合計は8億 2,475 万 2,000 円でございます。これを斎場建築費充当額の嵐山町負担分といたしまして 4,228 万 5,000 円を、小川消防署建設費充当額といたしまして 2,628 万 8,000 円、合計いたしますと 6,857 万 3,000 円の権利放棄をするものでございます。残りました 1,029 万 1,000 円につきましては、平成 22 年度に返還されることになるものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第 10 番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 小川消防署の建設費の充当額なのですが、話によると移転をするということで、土地については小川町が負担する、建物については広域でということにしたと思うのですが、この平成 20 年度基準額そのものが建物だけという認識でよろしいでしょうか。話だと土地

は小川町が提供するというふうに聞いてはいるのですけれども。

○藤野幹男議長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えをいたします。

ご指摘いただきましたとおり、建物分だけということでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

第 11 番、安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) 基金の一部、将来に充てて寄附をするというのはわかりましたが、今小川消防署につきましては、建物がということだという。ただ、斎場あるいは小川消防署の関係ですが、両方とも将来どういうふうな構想があって、何年ごろにやるというようなことが出ているのではないかなと思うのですが、その辺のことにつきましてお伺いをさせていただきます。

○藤野幹男議長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えをいたします。

まず、小川消防署の建設の関係でございますけれども、現在の予定では本年、先ほど話がありました用地取得の関係ですが、約1万 5,000 平米というふうに言われておりますけれども、その取得に当たっているということでございます。そして、平成 22 年に基本設計と土地造成を行い、平成 23、24 で建築を行っていきたいというのが今のところの予定だということでございます。

斎場のほうについては、そういったことはまるっきり未定でございます。

以上です。

○藤野幹男議長 安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) これは管理者に町長がなっておりますので、管理者会議でも出ているのだと思いますが、斎場については改築となっているのですが、これは改築でとりあえず充てていくということ、そのままの見通しでよろしいのでしょうか。

それから、小川消防署につきましても、小川町のほうで用地は取得されたということは新聞にも出ておりまして、場所等々も耳にはしておりますが、これが 22 年で設計だと。そうすると、今後これは負担金等々も消防署の関係についても若干出てくるということは想定はされるという理解でよろしいでしょうか。

○藤野幹男議長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 初めの消防の関係でございますけれども、消防の充当額の一番下を見ていただきますと、一応8市町村で2億 5,000 万円ということでございまして、一応予定ではということでございまして、10 億かかるうちの2億 5,000 万円が各市町村の負担で、あとは起債でいきたいと、そんなような話でございました。また、これが今後事業費が確定されたときには新たに市町村の追加負担金が生じる場合が、この額を超えた場合ですね、あるというふうに思いますし、これがそれよりも少なく済めば返

還もあり得るということでございます。

そして、斎場のほうは、改築のこの言葉どおりでお受け取りいただければというふうに思います。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) ちょっとわからないのですけれども、平成20年度消防費基準財政需要額というのは、この消防費の基準財政需要額というのはどのようにして算出するものなのですか。

○藤野幹男議長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

市町村の基準財政需要額もそうでございますけれども、1年間運営するための費用でございまして、そのうちの人件費だとかいろんな部分がどれぐらい1年間かかるか、そういったものの合計が基準財政需要額でございまして、それに対して負担金を決めたりですとか、そういうことをしているわけでございます、そのもとになる数値というのは、人口でありますとかさまざまな要因が含まれているというふうに思いますが、細かい、これとこれとこれが基準財政需要額という形では申し上げられませんが、市町村の基準財政需要額と同じような形で積算されたものがそのものになるということでご理解いただければというふうに思います。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 消防費の基準財政需要額というのと市町村の基準財政需要額というのがどこに違いがあるのですか。どういうふうな形で出していくのか。

○藤野幹男議長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

常備消防と非常備消防という形で消防にあるわけでございますけれども、それを1年間運営するための費用、その合計額が基準財政需要額だと。消防関係の消防費の基準財政需要額という形でご理解ください。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 92 号議案 比企ふるさと市町村圏基金出資金に係る権利の放棄についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第24、第93号議案 動産の取得について(嵐山町立小・中学校校務用コンピュータ等一式)の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第93号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第93号は、動産の取得について(嵐山町立小・中学校校務用コンピュータ等一式)の件でございます。嵐山町立小・中学校用コンピュータ等一式の購入契約に当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小林こども課長。

〔小林一好教育委員会こども課長登壇〕

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、議案第 93 号の細部説明をさせていただきます。

議案書を見ていただきたいと思います。まず、動産の種類でございます。嵐山町立小・中学校校務用コンピュータ等一式でございます。

次に、契約の方法でございます。指名競争入札でございます。

次に、契約の金額でございます。914 万 5,500 円でございます。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額でございますけれども、43 万 5,500 円でございます。

次に、契約の相手方でございます。埼玉県さいたま市北区宮原町3-77-2、リコー販売株式会社埼玉支社公共第一営業部部長、林祐信氏でございます。

続きまして、1枚めくっていただきますと、議案第 93 号の参考資料がございます。品目及び数量でございます。ノートパソコン 86 台でございます。この 86 台につきましては、各学校の先生方の数、それから既に入っている台数も何台かありますので、それを除いた台数ということでございます。それから、ソフトウェア一式、それからカラーレーザープリンター各小中学校1台ということで5台でございます。

その内訳が次のページにありますので、ちょっとごらんいただきたいと思います。別紙ということで内訳表になっております。校務用ノートパソコン、こ

これは菅谷中学校 23 台から始まりまして志賀小学校の 15 台までで計 86 台となっております。マウスにつきましても同様の数字でございます。次に、ネットワークプリンターということで、先ほど申し上げたA3用のカラーレーザープリンター各校に1台ずつと、テーブルもつけてという形でお願いしたいというふうに思っております。次に、ソフトウェアでございます。4段になっております。オフィス 207 というのが2段になっておりますけれども、こちらがいわゆるワードとかエクセルとかそういったような基本ソフトの関係でございます。次に、その下の2段、ジャスティスユニットということで、こちらについては一太郎、こちらの関係の基本ソフト、そういったものを中心となったソフト関係でございます。

前のページにお戻りいただきたいと思います。次に、指名業者名でございます。株式会社内田洋行情報システム事業部、NECフィールディング株式会社北関東支社さいたま北支店、教育産業株式会社、五幸事務機株式会社、株式会社東芝首都圏支社、東芝情報機器株式会社北関東支店、株式会社富士通ビジネスシステムズ関東支社、富士電機ITソリューション株式会社、リコー販売株式会社埼玉支社公共第一営業部、以上9社でございます。

続いて、入札執行日、平成 21 年 11 月 17 日でございます。

納入期限、平成 22 年1月 29 日でございます。

契約金の支払い方法でございますけれども、物品納入後一括払いとなつ

ております。

なお、物品購入仮契約書を添付させていただいております。こちらにつきましてはご高覧をいただければというふうに思っております。

以上で細部説明を終了させていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) まず、契約方法ですが、今回指名競争入札ですね。これ一般にしなかったのはどういう理由があるのか。一般的に一般競争入札のほうが談合が少ないというふうに言われているわけです。それでちょっとお聞きします。

それから、これ購入をするに当たり、補助金とか交付金とかというのは予定されているのか伺いたいと思います。

それと、ノートパソコンを86台、今の説明を伺いますと、今までののはそのまま使うと、どこか入れかえるのではなくそのまま使うという理解でよろしいのでしょうか。それが1点と、今までの台数が何台あったのか伺いたいと思います。

それと、入札の状況です。各会社が幾ら札を入れたのか。いつもこれ資料で出してもらっていますが、今回出してもらっていないのですけれども、これ出せますよね。出していただきたいのですけれども。

以上です。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず、1番目の一般競争入札にしなかった理由につきましては、総務課長のほうから後でお答えをしていただきたいと思いますと思っております。

それから、続きまして補助金の関係でございます。こちらにつきましては、学校ICT環境整備事業ということで、こちらのほうの補助金を2分の1の関係をいただき、さらにその裏というのでしょうか、残りは地域活性化・経済危機対策臨時交付金、こちらのほうで対応をお願いしたいということでございます。

それから3点目の、86台ということで、今までのものもそのまま使うのかということでございますけれども、そのまま使うということでございます。特にノートパソコンにつきましては、以前寄附を12台ほどいただいております、こちらがちょっと申し上げますと菅谷小学校に5台、それから七郷小学校に3台、それから志賀小学校に4台入っております、こちらはそのまま使っていくというふうなことでございます。

続きまして、入札の状況につきましては総務課長のほうで答弁させていただきます。ではお願いします。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 一般競争入札にできなかった理由でございますけれども、入札制度改革ということで、一般競争入札、工事について1,000万以上ということで取り組んでおります。平成21年度は1,000万以上の工事についてはすべてということで、内容的には試行ということで始まっておりまして、物品ですとか業務委託ですとか、そういったものは除かれているということでご理解いただきたいと思います。

それから、入札の状況でございますけれども、これは今回参考資料としては添付してございません。これは、今まで工事の案件につきましては入札のてんまつ書を添付させていただきました。その他のものについては、これまでも添付していないというふうな状況でございます、その慣例に従って出さなかったということで、そういう理由でございます。

なお、内容につきましては、ご説明申し上げたいと思いますけれども、落札業者が1番札でございます、ここにございます金額でございます。その他の業者、2番札が五幸事務機株式会社 891 万円、3番札が株式会社内田洋行 895 万 5,000 円、4番札が教育産業 899 万 8,000 円、5番札が富士電機ITソリューション 899 万 9,000 円。残りの4社につきましては辞退ということでございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) わかりました。ありがとうございました。

それで、指名入札への業者選定なのですが、これ東芝関連が2社入っているのです。会社が違うのだということで入れたわけでしょうけれども、でもそれでも同じ系列の会社だというふうに思うのです。こういうのはいかなかなというふうに考えざるを得ないのですけれども、今後はやっぱりこういうのはやめたほうがいいのではないかなと思いますけれども、ちょっとその辺のお考えを伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 やはり一般競争入札、指名競争入札も、平成21年度入札制度改革の対象になっておりまして、金額に応じて指名業者数も基準を改めました。ちょっと申し上げますけれども、130万円まで、これは80万円までは随契の対象でございますので、80万円を超えて130万円まで3社以上、130万円を超えて1,000万円まで6社以上、1,000万円を超えたものについて8社以上ということでございまして、これを競争入札の資格者名簿、嵐山町に競争入札に参加する業者が申し込みをし、その資格審査を経て搭載をされた名簿がございます。その中から選ぶということでございまして、業者の選定委員会で登録をしてある業者の中から適正と思われる業者を選んでいるということでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 93 号議案 動産の取得について(嵐山町立小・中学校校務用コンピュータ等一式)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎休会の議決

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

議事の都合により、12 月1日は休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、12 月1日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○藤野幹男議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

(午後 4時20分)